

316

157



始



3/6-157



昨夢紀事

第四





昨夢紀事第四撮要目次

第十一卷

- 五月朔日伊豫入道殿大老と談論
同日鈴木藤吉郎件
二日初て大老御逢對
同日大老より豫老へ來書
三日上閣御逢對
五日水老公御内書
九日櫻閣より水老公御建白之事頼托
同日水筑密呈
十二日御内旨を安島へ傳ふ
同日上閣へ御内書

目次

一 五 七 一四 一六 二七 三二 三六 四〇 四一

十三日同斷御再書	四三
十四日宇侯櫻閣及大老へ御逢對之話	四五
同伴に付邸議困難徹曉	四九
十五日於營中諸侯諸有志御示談	四九
同夕櫻閣御逢對御激說	五〇
同伴に付邸議	五四
同日三條公より土侯へ御内答	五五
十六日安島を被召御内旨被仰含	五八
同日尾公御動靜竹兵へ御尋之御答	六〇
十八日安島參上密議上申	六三
廿日有司轉遷	六六
廿一日安島より師實へ報告	六六
廿二日水老公へ御呈書安島師實議論	六八

同夕平圓上閣奸謀密告	七六
同日宇侯大老御逢對大老上閣の奸を告ぐ	七八
同夕岩肥長大息	七八
廿三日水老公御返書安島持參	七九
同日土侯より御内書	八一
廿五日夜平圓再度上閣の奸を告ぐ	八三
廿七日上閣御逢對	八八
廿八日尾公へ御呈書	九三
同日土侯より櫻閣と御問答之次第御内書	九八
同夕岩肥より左内へ投書	九九
同日水筑呈書	一〇一
廿九日櫻閣御逢對	一〇三
同伴に付土侯と御密談	一〇六

目次
晦日師實字侯へ御使

四

一〇七

第十三卷

六月朔日御養君御内意

一一一

同日宇土兩侯御内談三條公へ御内書

一一二

同日平圓世評來告

一一六

同日長谷部基平出府御國情

一一六

三日平圓再度來告

一一〇

四日水筑より密啓數件

一一〇

五日水老公より安島御使にて御垂問右に付御報密翰

一一三

六日西郷より幕内廷の景況上申

一一三

同日永玄懸念師實へ質問

一一四

七日水老公御建白御潤色御示談

一一五

同夕櫻閣御逢對

一五五

同日鶴殿民部を以て内狀御探訪

一五八

八日水老公へ御返書

一五九

同日大老字侯に對し上閣を罵言す

一六二

十日尾公御示談水當公件

一六四

十二日平圓橋公の御意見内告

一六九

十三日田宮彌太郎疑團を釋く

一七〇

十四日 勅答件に付御答御建白櫻閣へ御呈達

一七一

同時櫻閣御對話

一七五

同日土侯より尾狀に付御來書

一七六

十五日尾公御返書

一七七

十七日宇侯大老と御對話の次第御文通

一八〇

同日平圓水府内狀報告

一八二

目次

五

十八日墨英諸船渡來の御觸達

同日水老公より御來書

岩肥より左内へ投書

同日水筑岩肥呈書

十九日異船渡來に付大老より字侯へ示談

同夕大老御逢對異船渡來件

廿日御固場の件に付櫻上兩閣へ御内書

同日字侯より大老と御示談の件御報書

同日岩肥より調印濟其他夷情密告

同夕平謙來て調印件細報

同晚平圓より橋公調印御憤怒の由を告ぐ

廿一日御固場被仰出御請御伺被仰立等種々

一八三
一八四
一八五
一八六
一九〇
一九二
一九六
一九七
二〇〇
二〇三
二〇六
二〇六
二〇六

第十四卷

六月廿一日土侯より三條公之御返書御廻し

同日三國大學より左内へ來狀

廿二日惣出仕調印濟被仰出後圖御垂問

同日安島水老公御書持參

同日字侯より大老之書翰御廻し

同日薩州より御來書

廿三日櫻上兩閣罷免掛川鯖江西尾三侯再職

右に付御慷慨并茅根伊豫之介磯邸之内議説話

同日岩肥薦賢之呈書

同日字侯御來邸御密談

同日水筑呈書橋公より召命件

二二九
二二二
二二四
二二九
二三二
二三四
二三八
二四〇
二四一
二四三
二四三
二四三

同日岩肥より左内へ投書	二四五
同夕田宮彌太郎左内申越示談	二四六
同時平圓より橋公調印一件に付田安公御誘引御登城大老及 閣老御督責密告	二四六
廿四日早朝水府兩公より御登城御誘引	二五八
同日大老御逢對夫より御登城之大事件	二五九
同日岩肥より呈書	二七二
同日橋公再大老閣老御督責	二七三
同日宇侯より兩度御内書	二七五
同夜平謙より左内へ來書	二八一
廿五日惣出仕御斷	二八三
同日師實水府へ御使	二八四
同日水筑呈書	二八六

廿六日於營中宇侯水筑等御内話	二八七
同日師實尾邸の御使	二八八
同日平圓憤激を發す	二九〇
廿七日關閣御逢對	二九〇
廿八日平謙岩肥之建築を來説	二九五
右に付宇侯の御書通	二九七
廿九日水老公御内書	二九九
同日薩州より御來書	三〇三
同日宇侯御内報	三〇五

第十五卷

七月朔日昨日宇侯關閣御逢對件	三〇九
同日大廣間衆御答建白	三一三

二日土俵大坂御警衛に付御建白	三二六
同日水筑呈書大君御違例	三二四
三日右同斷同伴	三二五
同日宇俵より土俵御建白之儀に付御來書	三二六
四日水筑呈書御醫藥件、身上件	三二八
五日曉來岩肥平謙より左内へ投書	三三五
同日水老公御内啓	三三七
同日午後より奇禍到來件	三三八
附録	三四八
跋言	三五五

昨夢紀事第四撮要目次終

昨夢紀事第十二卷



伊豫入道
全和島老
侯大老ト
談論

一、五月朔日例の如く御登城あり於營中遠江守殿へ御逢有て昨日入道殿
大老へ應接の様を問はせ給ひしに大約此比遠江守へ對話の趣に變る事も
なくて建儲の事の實に未定にて此節も 台慮の英斷に任せ奉り置く事な
れ、此事諸侯の建白にも此御事の書載せざる様にありたけれ、遠江守殿
杯のさしこゝろえて御周旋あらん事を頼み申さるゝ由なりけるとそ唯諸
侯の折合あしく區々の申立なともあらんかと心配せらるゝ事杯を物語ら
れたり 公を京使にといへる事も申試みられたるに彼人の人望を得て別
段の人と承り候への京師も必ず仕課ふせ申へし儲仕課せたらんに天下
の大權盡く彼人に歸し拙者老中杯もあれともなきか如く成へし左様に
御爲宜からぬ筋なれ、速に同意にも及び難しと申されしとそ

昨夢紀事十二(安政五年五月)

一、大家も追々御多事なる故か閣老衆の内ニ而も左之如く職掌を分ケ持にせられたりと聞えたり

外國御用取扱

京都御警衛并大坂御臺場築立

學問所

備中守

講武所附深川越中島訓練場大森丁打場

清水跡片付

御軍鑑操練并長崎表蘭人傳習

大船製造大小砲鑄立

梵鐘鑄換

伊賀守

組々訓練

蕃書調所 醫學館 天文方

蝦夷地御開拓

内海御臺場御修覆

御廣敷

大和守

御守殿御取締

御住居

右之通向後申合取扱候事

一、此日尾張殿方此度之御答書を被差出如左

墨夷條約之儀ニ付御懇之義

台命謹而奉拜承候且

勅答御書取ヲ初具ニ拜見被

仰付尙篤と勘辨存慮之趣早々申上候様御尋ニ御座候得共追々建白致置

候義此上存慮可申上様も無御座候乍去於

公邊深御心配之折柄親藩之不宵寤寐難安候者素より之儀ニ付猶更致熟

思候處今般

勅諭之趣は乍恐至重之御事と奉存候左候得は右之御主意ニ御基被遊
朝廷御尊崇 公武御一躰相成候ハ天下之人心致一和永世御安全
皇國御保護之筋カト奉存候此旨宜敷被達上聞候様致度存候以上

五月朔日

尾張中納言

墨夷御處置之儀ニ付

勅答御書付謹而拜見仕候尙又御意之儀奉畏候

勅諭之趣乍恐御尤之御儀ニ奉存候實ニ

神洲之安危ニ拘り不容易事ニ御坐候得共墨夷申立之通ニ而已成行候而
は如何と心配仕候扱此上諸夷ハ如何様願出候儀も難計萬一願出候迎も
一切爲御濟無之方御宜敷儀と奉存候併

公邊にても是迄深く御配慮彼爲在候上之御儀ニは候得共猶又篤と御勘
考被爲在

東照宮思召被遊御繼被奉安

叡慮候様被遊候儀肝要之御儀ニ可有之

公邊之御爲立場抔別而心配仕候間不憚忌諱此段奉言上候以上

五月

慶 篇

一、此夕井伊掃部頭殿ハ知邸を呼出されて 公へ御談の事あれハ明二日五
時迄に彼邸へ御出あるへきよしを申聞られたり

鈴木藤吉郎
ノ件

一、此頃岩肥州の左内へ申されたるハ鈴木藤吉郎たに鞠問せハ奸黨の悪事
ハ露顯すへけれハ伊賀殿も落職になるへけれと彼は大和殿の腹心なれハ
藤吉郎か事といへハ支へ申さる故に逼りたる事にもなけれハ延ひハに
なれるなり關閑はあしき人にもあらねと犯せる罪ハいかにせんと憤られ
し事あれハ此藤吉郎を囚へる策やあるへき水筑州も此者の姦物なるよし
申上られたる事あれハ思ふ由やある承るへしとて此夕左内を筑州の許へ
遣されたり筑州も別に思ひよられたる事もなけれと御大老ハ藤吉郎に關

係もあるましけれの此人に説きて彼より手を下さの行はるへくもや猶岩
監察等へも申談せらるへき由を申されしとそ此藤吉郎といへるもの元
房州の百姓より出て浪人の体をなし一橋殿小普請組鈴木某の養子となれ
り生來奸佞にして口才あり金銀の口入公事出入の汲ひ等をなして次第に
身上を仕上ケ驕奢に長せし故一橋殿の御暇となりしか又五百金を以水戸
殿御家人の名目を買得し葵章の服を着し往來馬に跨り旗下の士人に摸擬
し居屋壯麗にして婢僕數多召使ひ姪酒無度巧みに權門勢家に立入り近來
御家人に御抱入れとなり格式を定められす與力の上席に在りて町方御用
聞の役名を汚し己レか愛憎に任せて稱譽讒謗人の進退榮枯を明示する事
士太夫ニ及ぶ依之俗流之を尊ひ之を恐るゝ事鬼賊に等し賂賄を貪り金銀
を掠取し非義無道の小人之關閣の金主なるを以て邸内に入出入して言聽か
れ謀行はる上閣も亦金融を依頼し其他歴々の諸有司も家計の爲に其扶援
を仰かざるを得ず就中大老荷擔の有司に入魂多くして機密に參謀して毒

計を施す事少なからざるの聞えあり

一、五月二日卯半刻比御出殿にて井伊掃部頭殿外櫻田の邸へ御出あり掃部
頭殿對面の上申されけるの不才の某此度存しよらす重職を蒙りたるか上
に即日御勝手掛りを命せられし例なき事にて身に取り家に取り異なる
規模には候得共不堪の程を恐懼せしめ候なり公の兼て天下の上を御心に
懸られ御忠誠不淺よし承及候への今後はよろつにつけて咨詢參らせ度こ
そ存候へ種々思召込れたる事もこれある旨候への夫等の事も承り度て今
日は勞し參らせしあり先ツ當今の急務の何事に候半かと問奉らる 公さ
れの外國の御扱ひに御失策も候へ、日本國の亂れともあるへきにて越な
き御大事には候へと此事よりして今の京都の御一條となり此節御垂問の
次第も候への上下の人心穩かからぬ際候へは目今と成ての外國よりの御
國內の御扱ひこそ御大切と存られ候への如何にもして上の
御慮を安んせられ下の諸侯を初萬民迄も安堵仕候様の御處置こそ指當り

たる儀と存候へと仰けれの掃部頭殿御尤至極の事にて拙者抔も専ら此事を心に懸け候なり元來京都の事抔のかく指纏たるも備中守か粗忽より事起りたるにて彼の京都の事情も不案内候への上京已前拙者へも申談せし時於拙者の御許容の程何共無覺束存候て備中にの耽と見据へもあるかと及研究候ひしに備中の事もなく仕課ふせて御感にも預る程の勢込にて候ひしか果して輕卒を以て大事を誤りて候なり拙者の兩度も京都の御用を勤て候への彼地の事情も略心得候が又一種の氣習ありて容易く事を成得難き所なるを備中か知らざる而已か人の言をも用ひすして仕損したりしを此頃も嚴敷譴責に及び候ひきされとかくなれありたるに就ての事に候への今となりての第一に諸大名一致の建議を以て 叡慮を安んし奉るより外の無之候への指向き諸大名居合の程を心痛に存候へ公には御交り廣く諸侯の望をも得給ふからの異議なからん様に御周旋あらまほしく存候得と申さる 公諸侯居合の事の仰まても候はず 大家の御爲になる

へき事の何をかたと存候へと身に適ふ事も候はねの責て是等の事なりともと存候て豫て心にかけて候か約る所京都の思召の指置れ關東の御得手に能からん様の處置と心得候ての人心も安意致兼候への只管 京師御崇敬の御趣意に本つかれ候御事ならんに誰かの違背仕らん力の及ふ限りの御爲宜様に議らひ候半と仰ありて態と西城の事の何とも宣はねの掃部頭懐らへ兼てもはや外におほしよられたる事の候はずや西城の御事抔の如何候やと問はるゝ故 公西城の御事の去秋及建言候以來備中殿伊賀殿への度々申入候事候への余か心の程の飽迄も御承知なるへくと存候への別にも申候はす當今の大要之に過たるはなく唯今御申ありし諸侯の居合天下の人望を繋ぎ候事も英明賢才の御徳義によらての萬全の計に候はず申さすとも怠り給ふへき事とも存候はねの指扣へて候得共問はるゝ上の河の憚る事候はん此御事は一日も早く御決評の程願はしくと仰けれの掃部殿刑部卿殿をとおほすにやと申さる 公御尋まても候はすかゝる御時節

に當りて卿を措きて何れの御方をや仰き奉らん紀伊殿も御續柄の近く坐せといまた御幼年の事候への御怜悧との承り候へと御生ひ先も難計唯今大政に參豫し給ふへくもあらねの建られたりとも一統に安堵すへくも候はす刑部卿殿への才德兼備し給ひて今さへ天下の囑望に坐す事に候への況て 儲君に立せられんに天下生靈の尉望此上あるへからす御續柄の遠近を申さの紀伊殿よりの疎く坐せと神胤をもて論すれの何の差別か坐すへき兄の紀伊殿とおほすにやと推問し給ふに掃部殿拙者の思ふ處の紀伊殿ならての適ひかたしと存るなり刑部卿殿と申も其理なきにはあらねと紀伊殿の御事

慎席の思召も被爲在候事にて他に譲るへき事との存し候はすと申さる故公太平無事の時ならんに慎席の思召もさる事に候へとかゝる危急存亡の秋とも申へき御時節となりての 慎席今御在世ならいかに幼冲をと思召さるへき御續柄を論せらるゝの徳川御一家の御私にて天下蒼生の

爲に議られんに年長賢明の儲君あらての適ひ候ましと論し給ふに掃部殿刑部卿殿を上なき御方のやうに申させ給へと宜しからぬ筋の聞えたる事もあきに非す且御實父の水戸老公如形御方候への後宮の氣受も以之外おれの御内々の御和合も覺束なけれの旁拙者は紀伊殿こそよからめと思ひ入て候なりと申さる故 公兎も角も天下の御爲よからんこそ肝要に候への天下の公論を採らせらるへき事にこそ候へ誰かの御幼年の御方よろしからんと申へきと申させ給への掃部殿唯今定めらるへきと申にも候はねの此所にて諍ひたりとも用あき事に候への刑部卿の御事も能く考へ候へしされと萬一紀伊殿に定められんに御持論を棄給ひて今に變らす忠誠を盡し給はん事お願はしけれといはるゝ故 公休戚を 幕府と共にすへきの元來の事候への貳心あるへくも候はねとかくまで存込候事の本意違ひな其折の心の如何あらんと我ながら思ひ定めかたくこそ候へ余のみならずさる人も多からんかと推量られ候なりと仰せられ此事はと

ちめ給ひて夫々外國の事の御議論ありしかと御大老の殊に不案内にて果敢く布御請答にも及はれさりし由事の序に鈴木藤吉郎の事を仰せ出され彼者の鼠輩なから要路に關係ありて事務の妨害となる事を仰せ説れたるに此者の事の御大老も聞き及はれたれの不日に取押へ申へきものをと事もなげに申されしとそ總而今日大老の様體傲慢尊大にして云々のに上様の御様子も恐れ多けれとおもひしよりも御慥なる事にて是迄の何事も申上さりし故思召立もあらせられす候へと余御役となりて已來は何事となく申上るに殊に悦はせ給ふ御事あり追々御輔佐申上たらんに天下の御政務筋をおみて何の御不足かあらん杯申されて伊賀殿大和殿杯を小身者と下ケ墨まれて人も無氣に申さる杯宗家の元老たるへき器量に非すと御歸殿の上にて御歎息あらせられき掃部殿の大老にあられな一舉に紀公を建られんの心算なりしかと諸侯諸有司の餘りに橋公を推戴せるにの稍避易せられたるよし彼藩の有志の者より聞たる事もありしあり

一、今日初而御大老へ御逢ありし御挨拶として交肴一臺被遣被指添たる御直書如左

一、翰啓上仕候先以無御障爲天下珍重之御儀ニ御坐候然て今朝の初而罷出候處段々御懇意ニ被仰下實ニ天下の御爲御力を被爲盡候義乍憚辱次第感服仕候何分にも此上とも御多事之折柄別而貴兄御心配不被下候半而は萬事行届不申哉と奉存候小子儀不肖短才恐入候得共乍不及日夜上御爲の深存詰罷在事故今後折々罷出諸事預御教訓度奉存候其節も申上候通り何分方今不容易御時節ニ付而の天下之人心折合第一之御事と奉存候間吳々も幼冲之

儲貳ニ而は萬々人心を繋き候義無覺東宗室中英明之一橋に無之候半而は此後御變革を始是又萬事行届申間布委細申上候通ニ御坐候此品乍龜末初而御面晤之驗迄ニ差上申候御一笑におゐては幸甚奉存候艸々

四月二日

大老ヨリ伊
書老侯へ來

昨夢紀事十二 (安政五年五月)

十四

一、此夕遠江守殿が昨日入道殿へ大老の來書を御廻しあり如左
 一、遠州公越前等御存込之次第實に天下之御大事を厚く思召候上と而
 之事其段は感服仕候得共同し御爲と申も筋道相立不申押付ケ間敷相成
 候而は又、故障も出來可申事旁以只今之處の何分筋道正敷參り申度儀
 往々之御忠節を所希候遠州公始之御見込と小子見込に披き候迎御互に
 宿意を遂度と御争ひ申候譯に御聞取有之候而は不宜聊以存念を主張候
 譯に而は無之實に御大事に候間只、御爲宜きか上にも宜と存候故之事
 委細の昨夕御懇談及候通之次第第一一通御忠節之上の假令御宿意通り不
 參共夫故之御變心の可有とも不存兎角往々御力を合セ磐石之御代に復
 し候事を仰候事御坐候猶又越前之存意も小子直々相尋申度明朝私宅に
 相招心得に御坐候誠は初對面之事に付十分之咄合の如何有之哉夫に付
 心得も候の、御内々御示教可被下候也
 一、此日閣老衆より墨使へ左之通書附渡されたるよし

亞墨利加合衆國全權兼トセンシユル、セチヲール

日本國之老中自分共今般大君之命を以日本國に而の井上信濃守岩瀬肥
 後守に任し亞米利加合衆國に而は大統領之命によつて其許を差越し當
 午年正月五日双方談判之上條約決定せりといへとも日本國におゐて安
 寧を存する重大之事柄あるによつて調判之義同七月廿七日迄延引せん
 事を我望に應じて其許承允せり併此事を變改又は其期限延引せざるこ
 と疑ふへからす且此後貴國之外外國人と合衆國條約へ調判するの後三
 十日を経る内は調判する事あるへからす謹言

安政五年五月二日

堀田備中守 花押

松平伊賀守 同

久世大和守 同

内藤紀伊守 同

脇坂中務大輔同

昨夢紀事十二 (安政五年五月)

十五

一、五月三日松平伊賀守殿へ御出ありて御逢對の上例之御事の如何と御尋ありしに此比となりては海防懸の内四五輩の議論切迫になりて動もすれの廢立を議するに似て不敬無禮以外の外なる事共にて聞捨かたき事も候と申さる故公言語の過激はまつ指置て足下に何とおほし定められしやと問はせ給ふに伊賀守殿素よりの橋との存候へと近比にての諸大名迄も甚敷申立る事となりて候への何とやらん夫か爲にする様にての幕府の御威光も如何あらんかと猶豫はれ候と申さる。公諸大名も諸有司もさかり申立候か則公論にて候はずや公論を採て御裁決あらんに何の御威光に拘はる事の候へき若さるよしなき事に拘泥して公議を廢せられぬ諸侯諸有司の心も自ら離反すへき事にて夫程御爲よからの事の候ましと仰せけれの伊賀殿仰せ一々敬服の次第にて僕の元より橋に決し候へとも台慮いまた御治定なく其上後宮奥向杯にても彼の是のと申挑みて果敢行き兼るにて候と申さる公天下の公論これあり候への其外に人々のおもふ

ひき／＼に申事の耳傾けらるゝまでも候まし已ニ掃部殿杯も紀伊殿の方然るへき様にも申されしと仰せらる伊賀殿大老の紀に決しをられ候へといまた紀にも決し候はずされと萬一紀と決したりとて夫か爲に御不平を抱かる様の事なくては依舊御忠誠を盡されん事を希ひ候と申さる。公さありとて忠誠の無二申迄もなく候へと失望の情は慰むへき様もなからんとこそ存候へ諸大名逆も同じ心なるへし是はさありて後におほし當らるへきものをと仰せけれの僕等も其事をのみ痛く恐懼致す事に候へのあはれ公の威力もて鎮め給へかしと申さる故事の條理をかき乱して人の心を繋かん事の難事とこそ存候へたとへは鈴木藤吉郎如き者を御勘定奉行杯に取立られんには足下の意思は平穩なるへきかと問はせ給ふにいかてか平らかなるへきと申さる。公夫にて体察し給ふへし當今の天下を御大事の時と存詰て御爲宜しからん様にと建議に及ひたるにて候を夫を指置かれて幼冲を建られての時に取て不當の御處置にて天下の安危をも度外に

附せられたる御取計ひなれの御爲を存る者のいつれに快くの念の免れかたく候へしと仰せければ段々の御論去り所なく存候への猶力を盡し候へし尾張殿水戸殿よりも御請書被指出て候か容易ならぬ御文意も見えて氣遣の敷候と申さる水府の前殿に候や當中納言殿に候哉と問はせ給ふに當公にて候か如何してよかるべきと問はるゝ故 公御趣意に適はん様に御引直しあらんとの事に候は、伊達遠州の以前の御因も候て御心易く候への遠州に御申聞ありて彼より御説かせあらんよかるべきかと答へ給ふにいか様夫のよき手立にて候への備中へも申聞候半と歎はる 公復尾張殿の如何し給ふやと問はせ給ふに彼卿の同列共申合せて一同に相願ひ候半と存候なり自餘の諸侯の如何あるべき事立たる筋なからん様に御周旋賜はるへしと申さる公其事の兼て申合せたる事も候への御心安くおほすへし夫にあらねと何事につきても障碍とある鈴木藤吉郎の事の御聞及ひも候ひしか御心も付たるにやと尋ね給ふにされり捨置難き事も候へと

彼へ手を下さんにいまつ其根たる市尹のかたより事を始むへくと存候へたと申されたりしとぞ

一、此日巳刻比より伊達遠江守殿御出あり午後を土佐守殿御出ありて奸閣を除き正議を挽回せん事を始め種々御示談ありて夜に入り御退散なり
一、去月廿六日御國許出立の飛脚今日到來して同役共の内狀之内如左但去月十五日此表を指出たる飛脚に近時景況且宰輔御名望の一條并御暇の一件等々付而之返報云

云々上略 御紙面之趣致承知則政府へも入披見候處御用部屋へも荒僧の申來候由候得共逐一御申越々付忝被致承知何も繰返し熟覽有之先以橋公多分御素願通り可被爲運趣の誠難有儀恐悦罷在候扱其他之件々おのての實不容易儀共 皇國之御危難爰に止り候心地に而當惑の外無之右に付而は早速寄合種々申合も有之候得共實に御大切至極之御場合に而寸時も安心不仕と申迄に而急度定見も無之素々其表に而無殘處御丹精

も有之事ニ而其所ニ懸念ハ無之候得共此表とても心の御同様ニ可相成儀ニ而此上の執政はしめ諸有志共一統銘々身上に冠り候心持ニ而指向候御處置如何相成可然と申儀心付も有之候ハ、早急上言も仕度と種々申合有之候得共所謂大山を脇挾の場合ニ而當惑之外無之且長谷部甚平市村乙助千本藤左衛門村田己三郎等も息切て出府之上一寸の魂を集め微忠を盡し皇國挽回すへき御場合へ御見當付き不申してハ難相成儀と申出詰る處總代として修理方并村田己三郎今廿六日出立來月四日比參着之積ニ相決候事此儀委細御家老中へ可被申越此節横井も罷在候事故此件も内々談合も有之同人之存慮ハ修理方被心得出府之事候間是又御聞取御坐候様致度候此表とても御手薄恐入候得共夫處ニハ無之換かたき儀何分此上なから御心死之御覺悟ニ而爲天下御精忠を御盡し被下候様只管奉祈希候下略

四月廿六日

敷負様

彈正

一、此日岩瀬肥州へ左内へ之來書如左

昨日は何分たまりかね平謙差出候次第今日委細同人へ承り可申存居候處雁書飛來忙手開絨之處建一條ハ依舊歎息之至しかし御相談云々申來候ハ即梁惠王私云大老ヲ指ス隱語之意斷乎中に少々の動き候處も非し候哉と相考候此上必回天之妙機絶無とも難申哉ニ有之如何廟議も急ニハ決し兼可申候今日に至候而ハ其不決着却而可恃事ニ被存候昨日營中は更に傳聞無御坐珍談奇話は其内可相伺候○西使も來ル七日下田へ發船之積ニ相決候延期之事漸く討論快く承伏ニ相成候○混之御建白昨日一見扱々困り候事ニ御坐候○京師之方ハ何卒御都合能可相濟様ニ致度此一艱關を透不申候而ハ百事絶縁甚痛心之至建の一字ハ所謂百藥の長なれとも此事ハ急速不可行哉と考候へハ甚御不都合なるへく此儀ハ何卒御猷謀有之度懇祈ニ候其内面罄草々布字

二、白此節ハ兎角黨類多き哉ニ傳承候是亦一大厄事

一、五月四日昨日來書有之故師實永鴻臚の許へ往たりしに鴻臚の心付れた

るよしにて申されける。此節閣老衆にも諸侯の居合に殊に心を勞せらるゝ事候へは其機に乘し建白へ西城の御事を載せて申立られぬ事あるへくかとおもはるれ。此由太守公へ申上て賢考に備へたきとの事。公は鴻臚に逢たらぬ水府納言殿の建白引直の事備中殿を遠州へ談しられんよりの伊賀殿より申されぬ夫につきて遠州の伊賀殿へ説んとおもふ事あれ。さる手續になるへきやうに鴻臚より密に備中殿へ告げ申さるへき由を申へき旨仰せ付られたれ。其段申したりしに鴻臚能背ひて登營の上よきに計ふへきと申されたり。總而廟堂の有様緩漫の事而已にて天下も如何成行くらんと危踏まるれ。殊に西城の御事の心焦らるゝなり。此比となりて伊賀殿杯も直言拒絶の勢にて申出候事を夫の知れたる事なりと嘲けられ。或の聞に及はぬと拒まるゝ故憤ろしき事のみ多しと歎息せられて今となりていかへらまの事なから太守公杯の威力によりて西城を建參らせて天下を維持するの外の無策なる由などを申されたり。

一、此夕鴻臚より手簡にて師實へ申越されし。今朝の事備中殿へ内告に及ひたりしに昨日已に伊賀殿より談せられて遠州殿への備中殿を申さるへきに事極りたれ。今の遠州殿を伊賀殿へ逢對の儀を申入れられぬ自ら其事にも及ぶへき由を備中殿申されたりとあり。其由直に公へ申上たり。此遠州殿のいか殿へ説れんと。事の事水府當納言殿の事。遠江殿免も角も扱ひるへけれと。老公の建白は手關に及ひかけたれ。是の公へ御頼あるへしとの一條なり。

一、此日伊達遠江守殿松平土佐守殿を大廣間諸侯の建白御廻しあり如左
但御三家庶流細川家は省かれての事なる由

前月廿五日御渡札成候

勅答御書附謹而奉拜見候處

聖諭之趣乍恐敬服感泣且恐悚仕候右ニ付建白又々仕候様被 命候處追々
愚劣之淺議は一同申上今更別段獻策可仕程之儀無御坐候得共沈黙仕

居候も恐入候間聊管見左ニ陳奏仕候

先年於横濱和親御取結相成其後下田之條約舊臘は登城迄御許容ニ相成候處此度之條約ニ至リ俄然御拒絶御坐候時ハ曲直顛倒仕御取扱種々御障隙可相生仍而不被得止方今之條約御差許之外無之歟と奉存候乍併固虜情難測爾後之御處置ニ依而ハ必後患蜂起可仕不容易御儀と奉至憂候先第一早々

京師之御警衛御充實は勿論萬般之御諸政并御軍制實用御一致ニ相成候様大御變革戰艦始航海術等之研究且諸侯舊來之疲弊迄御扶助之儀被仰出富國強兵之上緩急之時

神洲之御武威海外迄輝候様御處置專要ニ奉存候此他千條萬緒可有御坐候得共大略之處右之通御坐候以上

此他重大御緊要之儀ニ付兩三人申合居候事件も御坐候處一同可申談之儀ニも無御坐候故御尋も御坐候は、別段密奏可仕と奉存候以上

一、五月五日端午の御登城如御嘉例於營中海防懸の面々へも御逢ありしかと別に異説もなかりしとそ岩監察の時權を挾んで不遜之次第有之連閣中之評判不宜由肥州の密に申上られしハ西城の御事備中殿へ之上意にハ天下の御爲なれハ別に 思召あらせられぬ旨なりしよしを窺ひ知られたりしとそ

一、此日土岐丹波守殿大番頭に轉し川路左衛門尉殿西丸御留守居に貶せらる是ハ正論の黨排斥の端緒なり丹州ハ専ら伊賀殿の忌嫌に出るよし聞え廷尉ハ京都ニ而事機を誤るの罪によれりとそ
一、此日於營中岩肥州へ御建白の事を仰談せられしに夕方ニ至り呈書あり如左

先刻は奉接下風欣躍恨勿々不能盡鄙懷其節御内示之御書取ニ付少々存付候義左ニ相記候
今般之條約不被得已

此處少く語勢弱く縉紳家多疑且優柔之眼より見候ての如何可有之哉と
奉存候可相成の方今の時勢斷然御許容無之候而は難叶趣に判然相分り
候様御引直之方可然哉と相考候

御國の障

此處も大害又の危急杯之文字に相成候方には無之哉猶御賢考奉庶幾候
京師の癖字句之間にて事の緩急をトシ候事往々有之様ニ存候間爲御參
考愚意奉申上候頓首

重五

岩瀬震

福井公臺下

一、同氏左内へ之來書如左

上略 川司農へ今日突然鶴書降り申候京都淺野泉州へ出候様子傳聞淺泉
州ハ
頗得共頗可用もの也駿府市尹大久保氏の一昨日召候様子にて是ハ
禁裡附と被存候司農の手に歸し候哉上書先生私云松平對
州を指す杯ニ而は朝

水老公ノ内書

三暮四と謂ふへし○今日は別而可報告事も無之○今朝は乍暫時 公ニ
拜謁胸臆鄙客一洗至喜々々草略布字 重五
上略 今日西使ニ面會彼も大ニ機會よろしく追而ミニストルタラン事を
頻に望居候様子ニ御坐候愈明後七日歸豆ニ候

一、此日水老公の御直書を以御建白之寫御廻しあり如左
朝氣流行之節先以無御障大賀々々縷々貴書之趣何も伺申候處余り指
出候儀延引にて恐入候故昨三日朝如別紙指出申候故入御覽申候若惡
敷御坐候ハ、閣々直様指圖可有之歎奇なる時ニ候
一、川岩等呼候て心付ケ條承り可申と最初ハ心付候得共先々相止申候
尊家にてケ條之義ケ様致候へは此事ハよろしくと申御說承り申度候
へハ御手すきの節御認にて拜見致度候

一、伊達拙家へ參候儀ハくれく断申候故不參候様致度候尙又此節柄書
通も断候へハ御序之セツニ右之段申傳可給候誰にも嫌疑故逢候ハ不

好候

一 貴君の御滞府之由可賀々々
 一 水筑貴家へ出候節安云々何も伺申候への何れ當人へも可申聞候得共
 是以此節柄安茅共に嫌疑を避候方よろしくと存候
 一 先日も御心配のよし伺候へ共いつぶの事は嫌疑にて申進兼候故折角
 御申聞に候へ共御答不申候へき御免々々

四日即刻夜九時迄認

潛

越殿參

二 白有志之人々西なき事を憂ひて周旋盡力致候よしに候へとも何卒
 一 橋なとの決而不相成様にと存候此徳川の餘程六ヶ敷相見え申候へ
 の中々一橋杯の手際に安心不致候尤誰とても
 二 荒山へ對し候て徳天を失ひ候ての不相濟段の同事候得共乍同拙家
 を出不申人々而失候の無已拙家出之者にて失ひ申候而の

二 荒山へ對し候て決而拙老義不相濟候への萬々一にも橋を云々申人
 も御坐候への御懇意之處を以御解敗り可被下候尾も學問才智有之紀
 の近き御續なから田も温順故人望も歸し居可申候への兎角此三ヶ切
 内を以御周旋可被下候任序極密此段申進候御火中々
 一 水府老公御建白寫如左

袖うらこ

午五月三日家老宇都宮彌三郎を以堀田備中守
御役宅へ持參公用人藤原甚太夫へ指出候よし

謹而奉拜見候處

勅答之趣實々以奉始

神宮

御代々へ被爲對 神國の御爲深被惱

叡慮候御至孝の程一の奉感服一の奉恐入候右々付候ての將軍家に
 被爲置候ても御厚被思召

東照宮御始 御代々の御至孝被爲盡候様爲天下奉至願候但敵國之

昨夢紀事十二（安政五年五月）

摸樣古今相違ニ付候て爲防禦 御祖法を御變通被遊候ハ無御據御義 征夷府之御任ニて被遊候事故品ニ寄却而御孝道共奉存候へ共萬々一夷狄よりの願ニ付すへて夷狄の勝手ニ相成候様ニ重キ御祖法迄被爲變候てハ

公邊御懷合奉承知候者ハ無御據とも可奉存候へ共 天下之衆目よりハ乍憚被對

天朝候ても

東照宮御初御代々ハ被爲對候ても御忠孝之處如何と可奉存哉御忠孝ニ違候様存上候てハ人心之歸向も如何可有御座哉一体彼は海外諸國を例ニ引候へ共

神國ハ封建之國ニ候へハ夷狄之事ハ暫指置次第ニより内地之治り深く心配仕候強て御拒ニ相成候共御摸通り程難見拔候故何共申上兼候先以是迄數度建白仕候通り一日も早く

京坂御當地御警衛向幾重ニも御手厚く被遊被爲安

叡慮將軍家ニも御安心被爲在候様奉至願候愚昧之見勿論御取用ニハ相成間敷候得共御尋ニ付不願恐此段奉申上候以上

齊昭

一五月八日内藤駿河守殿ハ御内書を以師質を召れたる故參りたるに駿河守殿御申ありしハ余ハ兼而藤堂和泉守殿へ御懇ニて參り候か彼御方ハ當時御年輩にも有之大廣間の衆中ニ而も頭ラ立て坐する 公の御徳誼を慕はれ別段ニ御懇意を願はれたきとの事ニ近頃の世態閣老衆と諸大名と何とやらハ和順ならぬ様にも見えて乍余所御大事の儀と憂へおもへり 大守公ニハ諸侯の望も得給へれハ此等の所を御調和あられん事こそ願はしけれ夫につけても和泉殿杯も御手に附られ召仕はれハ老功の事故御便りよからんかとおもひよれハかた／＼申上るニ又京坂江戸近海も防禦の御手配り餘りに淺間なれハ御手厚ならん様に願はしく夫に諸大名を召仕

のれんにの何も疲弊極りたれの諸献上物杯を允されて勝手向の取績くへき御仕向けなともあらまほしけれ此事杯も 太守公に思召よられたる事も坐さすや又西城の御事も兎に角慥なる事の聞得す若老の遠藤但馬守殿の殊に親敷せるからに探りて見れと物堅き人にて更に泄されず就ておもふに此人に御用向御頼ありて御心易く仰合されな御爲よろしき事もあらんかと存するなり申入試てよろしくわ日の様に次手もあられの太守公の思召に任すへきあり是等の事申上たくて申遣はせしありと御申聞ありける故其段罷歸りて申上たりしに今に始めぬ駿河守殿の御好意を御喜悦あらせられたり

一、此夕堀田備中守殿方知邸を召出されて御談の事あるにつき明朝御出なさるへき様にと御達あり

一、五月九日昨日御達ある故今朝堀田備中殿へ御出ありしに備中殿御逢對ありて申されけるの今日御出を願ひたるの余事にも候のす此比水老公よ

堀田備中守殿
水老公建白ノ事頼托

り御請書指出されたるに例の御流義にて甚忌諱に觸れ候御文段も有之あの儘にての濟兼候への當御時態に相應して方今の御趣意に背けさる振りに御引直しに願度候公の從來御懇意にて老公の御上の何事にてもさるへき様に御取扱あらんとの兼て御申聞の事も承り居候への此度御建白御引直之義を御取計ひ給はり候やと申さる公如何なる筋を仰上られたるか存候はねと老公の御事の宣ふ如く兼て誓ひ申せし事に候への辭し申へきにも候はすされと彼公の事候への唯ひとわたりに御取替あらんやうにと申せのとて随ひ給ふへくも候はねの彼公のともすれの申出給へる今後の御處置振の事もケ様くと御安心あらるゝ様に申上すしての御承引もあられましくと存しられ候と仰けれの備中殿御尤なる仰せにて左もあるへく候へのいつれに其事も御談に及へき心得にて候と申さる故公さらの先ッ余より伺試ミ候半とて京師の御取扱御警衛の次第諸侯の疲弊御救兵制之一致航海術御開キ海軍の練練耶蘇教の御扱ひ蝦夷地の開墾諸蕃の居住交

易商法等の件、夫々御討論に相成候處備中殿に當否の先ツ指置粗見込
 の立て置れ候趣に候へと猶申されし己レはかくおもひより候へと一定
 の事の決議の上ならて御確答に及ひ難く其上伊賀の兎角舊套固執の
 癖有之變革の事、更に心に懸候はす近來の大老の後援を得て愈勢ひ猛く
 あり候への此等の事件も伊賀を御督責あらねば僕輩も大に力を得申へ
 きあり 西城の内御事杯も大老の南紀を主張せらるゝに伊賀も同説に
 殆と困り入て候と申さる故此比伊賀殿へ参りて承り候に如何にも大老の
 紀公を主張致され候へと足下初伊賀殿杯も御同意なけれはまた御決評に
 もならざるよし申され又御大老の後宮奥向等六ヶ敷よしを申されて候が
 と仰けれの備中殿驚かれたる面持にて伊賀も左様に申候か扱へ 反覆難
 測の人の胸中にこそ候へ後宮も奥向も敢而恐るゝ際にもなく唯大老の
 強暴の言行こそ恐ろしく候へ丹波杯も忠實の男にて御爲をのみ存詰て候
 ひしか思ひ迫りたる失言を言葉質にとり疎外に轉せし専ら伊賀の心に

て候へと大老も直言を惡む癖の候故なり是等は穴賢人に泄すへき事共に
 の候のねと御忠誠の程も能く知り候への竊に告げ参らするあり僕も今の
 孤立の姿にて御力にも成難けれの何事も其御心調らひ坐すへしと打しほ
 たれて申されしかの 公も又仰すへき事も坐さて老公の御建白の事、心
 得候へとも御中の事も候への今一應伊賀殿へ参りて彼人の意地をも推究
 めたらん上の事に致し候はんとおほせられて御退散なりしとぞ
 一昨日内藤駿河守殿の申上られし參政へ御懇意之義の夫々御評議ありし
 に何歟につきて御用便にも成へき事故駿河殿の申さるゝこそ幸なれ先彼
 候へ御頼御内調あるへしとて此夕師質を遣はされたり駿河殿へ拜謁して
 其由を申せしかの駿河殿御申ありけるの昨日能折ありし故其事を余か心
 として申試みたりしに兎角物堅き男故此節の時勢嫌疑も多き事なれはさ
 る事ありては却て双方の爲によろしからぬ事も出来ぬへしとて更に肯ふ
 けしきあかりしなれの改めての申入れましきと御申なり借御物語あり

けるの去る方より密に承りたるに此比土岐丹波か轉役せし西城の御事を御直に嚴敷申上たりしか 台慮に觸れたるなるよしを奥向にての呷き合ふよし御小姓之内に忠誠無二の者もありて出仕の節々 東照宮へ祈誓をかけて登城せるよし是等の誠意を以て 台慮の已に橋公に決せられたる由にも聞えたり其者共の姓名も取調へて指出すべくおもへれり 太守公の御心得にも成へきにや申上くれよかしと申されたり

水野筑州
リノ密書

一、今朝水野筑州へ御書を遣はされしに夕方にあり指出されたる御請書如左

上略扱今般溜池私云土丹之轉遷驚入候義如貴教何等之故候哉扱不審之至例之一條を初近來直言數度ニ及候故にも可有之哉同志輩悲歎を極既に昨夕の平謙も罷越最早絶脉同様と申聞候紀党の彌得意ニ被察元老も侍中邊之説至て宜敷趣に傳承是全く持論に合候故にも可有之哉正論家も此度之受 勅により種々勘考も候得共此上の只彌増に激怒をむかへ候

迄ニ而遂に土丹之類に至候への忽小人入替と可相成哉左候への救薬も施方無之儀故先ツ暫機勢を考へ可申哉之様子ニ而右故何分例之一條は其後之模様不相分前條之傳聞を以推考仕候への彌紀勢盛ニ及候事哉と相察申候右ニ付昨日平謙之説に當今唯逸を而已主張故彼党中之意に激候計ニ付當今之時勢幼稚ニ而は難行届ニ付逸を立候而紀をは又必夫ニ繼候事ニ決し置候策を以弁論候への彼徒も少しく安心致候而途ニ逸條貫通可仕哉に申聞候是も不得已之一計ニも可有御坐哉爲御賢考其儘を申上置候且又水土は私云紀州御附家老水野土佐守私同姓筋故右同論を以説得之儀をも申聞候先比田邸之次第も有之却而彌害を求メ候に至候への無詮候間種々勘弁罷在候如何可仕哉御賢察奉同度其上ニと仕置候十分弁論を極候とも只々於義面從迄位ニ可有之哉と奉存候夫ニ而も害さへ無之候へは宜若増々手入等相加はり候への不都合何と歎御教示奉願上候三四之列候周旋中之趣其模様ニも寄可申奉存候

かき曇る五月雨雲のいつしか晴て仰かんでらす日影を

御請迄昨今之心衷を奉申上候歌などの少しも學ひ不申候只筆に任せて御一笑を奉願上候以上

一、五月十日御兼約にて遠江守殿土佐守殿未半刻比御出ありて被仰談事共あり夜に入り戌の刻比御退散之是の西城の御事も未決ニ而大老初閣老衆にても大廣間衆の居合を心痛せらるゝ趣なれの建白を指扣へ置れあゝ夫に氣遣ひて愈西城の事も決しぬへく游優不斷之間におゐて又挽回の策を施さるへけれの指當り建白の遅延すへき様を御内談ありしとぞ

一、昨日備中殿の申されし譯もあれの早々伊賀殿へ御出あるへき思召なりしに今日御不快ニて御登城無之故御出勤の程合岡部四郎兵衛へ承合候様仰セニ付問合書面指越たるに實の御近親に御差合有之兩三日御引籠之由を返報せり

一、五月十一日一昨日水筑州の申上られたる事共ニ付猶又筑州の意見を承

り來るへき旨仰せ付らし故此夕師實筑州の本へ往たりしに筑州申されしに當今の時勢幼冲ニ而の難適けれの先つ長を立幼も亦棄かたけれの直に長に繼くの策も海防掛りより已ニ備中殿へ内々申試みたりしに備中殿夫も不得止に出れの可然歎と申されたれの此上の處の同志輩より企つへき歎又の 太守公を建議せらるへき歎止んか行はんか踟躕して太守公の明断を仰きたき由を申合たる折柄なれの幸の事候への此義を申上てよといはれたり又同姓の土州を説服せんと云平謙の説も一理なれとこの筑州の申上られたる如く中心悦服といへる事の甚無覺束思召のみならず却て害ともなるへきなれの其事のあきこそよからめと思召由をも申たり筑州も此比の廟堂上の變態不測にの殆と驚歎を極めらるゝよしにて例の大息せられたり

一、筑州よりの歸途仰含めらるゝ旨ありて礫邸の安島彌次郎を訪ひたるに不在によりて空敷歸れり

師實、公ノ
内旨ヲ安島
彌次郎ニ傳

昨夢紀事十二（安政五年五月）

四十

一、五月十二日今朝蚤く安島彌次郎の許へ往て公の御内旨を傳ふ是の御建白の事ニ付備中殿へ御出の事あり云々の次第になり候への兩納言殿の御建白共に御引直しなくての却て御爲よろしからぬ事にもなるへけれの當納言殿の遠江守殿の御扱ひに任せられ品能く御濟しなざるへく老公の猶能閣老衆へ御談話の上にて仰せ上られんとの御事共なり彌次郎畏りて仰の通りはからひ申へし當公御建白の事昨日龍土侯より吉見左膳を以仰せ越されたる事も候ありいつれに御爲よからんやうに心得て候なりと御請申上たり此人も掃部殿の大老となられて又讃岐守殿の奸計の熾盛なるへきありさての再ひ國難を醸すへき事照著ありと深く思ひ懼れて如何にもして大老を黜けて主家の安心を謀らんと思ひ入たる忠誠赤心の却而禍胎となれる事の後に思ひ合する件々のなきにしもあらさ

りき
師實云松平讃岐守殿の腹黒き人にて水府の奸党に結んで宗家の權柄を

奪ひあひよくの本宗を續かんの奸謀あり去にし甲辰の國難も専ら此候の陰計多きに居る而已ならず掃部殿の溜詰の同席にて日比より懇意にも坐するからに安島の先見憂懼も宜なる事にて後果して國亂も到來せ

松平閣老へ
ノ内書

一、今朝松平伊賀殿に御直書を被遣たり是の御出勤の程の知れ兼て事の遷延せん事をおほしめしなり如左
師實云此御書昨十一日被遣たるなり誤て本日に出

セリ
然は過日備中守殿の罷越御申聞御坐候水老公御建言一條不容易事ニは候得共何分可成丈の精誠心配可致右ニ付其節も申述候通り今後之御處置振不相心得候而は右周旋も行届兼不都合ニも有之候半歟依其荒増以別紙ケ條相伺候間野子心得迄ニ御示諭被下度候尙委縷の近々以參拜承可仕候得共先別紙差出候間接眉之節夫々御垂諭希申候
御別紙

昨夢紀事十二（安政五年五月）

四十一

京師警衛之事

大小名之内幾員

時期之遲速

屯營之地所

諸侯御處置之事

疲弊御救之術

兵制一致之御策

舊習一洗之御策

航海術御開之事

御取立之御次第

軍艦商船御調之術

海軍練練之事

耶蘇教之事

俗侶鎮之策

蝦夷地之事

開墾之御處置

英夷借地申立候節之御處置

諸蕃人住所之事

雜居を防止之御策

貿易之事

商館井吏員之事

商法創修之御策

商貨之種類

松平閣老へ
再書

一、五月十三日昨日伊賀殿の側用人岡部四郎兵衛を御實に罷越すへき由申
來りし故往たりしに不在なりしかの今朝又往きしに伊賀殿の申さるゝ由
にて昨日の御直書の御次第の御事務の事にも候への備中殿へ御談しに及

はれたりまた出勤の程も計りかたう候へり水老公御扱之義の御差急の事にも候へり公より備中殿へ御談しにて御取懸ある様にせられ度との御事なりき罷歸りて其よし申上しかりさらりとて又御直書を被遣たり如左

一、五月十三日夕上田閣老に被遣御内書如左

陳は一昨日呈書愚衷申述候處御承知被下且今朝御家臣四郎兵衛を以家來取負迄内々被仰聞候御義委曲承之早々御指圖通可取計筈に御坐候得共備中殿には過日既に大略申述其節固々御内意之御答故駈と御定見承詰可申心得て御話合居候内御太鼓に而不得止及退出候次第に御坐候今更無故致推參御尋申候而も御別言の有之間敷候間何卒過日拜呈之書附に賢案御加へ直に備中殿迄御廻し被下候へり備中殿にも益御決斷相立可申若右様無御坐候へり小子之趣意貫徹致間敷存候何れ一兩日中には從御教示罷出篤と承合可申候間其前には是非前文之通御取計置被下度

候右用事迄早々不具

五月十三日

二、白近々御出勤之由其節迄には備中殿を篤と承置又々可及御内談候左様御承知可被下候已上

一、五月十四日昨日伊達遠江守殿備中殿掃部殿へ御逢對有之し故師貫へ遠江守殿へ参りて御對話之次第を伺ひ來れと被仰付て龍土邸へ罷出たり遠江守殿御對面にて仰けるに兼て御談し置れたる水府當公御建白御引直の事御承引にて一昨日安島彌次郎を以來ル十五日御登城之節閣老衆迄可被仰旨被仰遣たりし故其事を申すへき爲昨日備中殿へ往て申入たる次第に京使を越公へ命せられて如何あらんと申たりしに備中殿は彼公ならんに京師の思ひ入も事異りていとよかるへきとおもはるゝ由を申されたり夫々大老へ往て先づ今後の御處置次第にて建白の模様もある事なれり心得迄に承置度と申出せしに何の定見もなき様子にて返答慥かならず猶

宇和島侯、
堀田閣老及
大老へ對談
ノ次第

色々と詰問せしかる漸くに京師御警衛の事を此節専ら評議に及へと定り難し伊賀出勤せての決評には至らざるよし故御使の誰人に命せらるやと問ひしに是も睨としたる事もなければ先づ溜詰の内を被遣んかとの事故定套の御使事ならんに左もあるへけれど今般の事杯の廟堂の御様子不案内にての事遂げ申ましく夫よりの越前を被遣ての如何と申せしかる夫もよろしかるへけれど好まぬ向もあれの評議に及ひかたき由を申せしかり御軍政改革の事も勞心のよし故其次第は如何と承り候への何の見込もなきさまなれに此方々西洋陣法の事杯荒増及物語和流の古法憑ミかたき由を辨せしに只管當惑の躰に見えたり交易の事杯も本國の物を以て異國の物に易る而已にてのこれなき事を論せしかる始めて聞れたる様子にて殊の外感心ありさる事の如何して知り居候哉との問ひ故岩瀬肥後杯に端々承りたりと申せしかる肥後の多辨も毎度聞く事に候へとさる肝要の事の更に申聞けすと申さる故此節の御急務候への御穿鑿ありて可然と申

候への今は餘りに取込候への今少し事静りて逐々に承り候半と悠々寛々たる様子なり航海術御開きの事を申せしに余の湖邊に育立たれの航海といへる文字も當職以來始而見聞に及ひたりと申さる如き迂濶の次第又宗旨の事につきての八宗の僧徒彼是難儀申立たる時の如何と申候處是の大ニ感服の由にて拙者共の御役相勤候てさへ然る事に更に心付もせさる事なるに外様にて如此精密ある事迄心を用ひらるゝ事不可思議なりと感歎せられたり諸大名諸旗本の疲弊を救ふ事などもさなくての叶はぬと申さるまでにて曾て見込ありとの聞えす却而海防懸杯の激論抗議を不敬の舉動の様に心得られて不興せらるゝ故言路を開きて諸有司の政府に於て言を竭さるゝ様に有度事杯を諷諭せしに是の随分聞受よかりしなり備中殿も今の閉口せられたり杯と大ニ得意の言語もありしなり越候の御出ありし事も御噂申されて西城の事はいまた御決定にならざるよし御書翰の御報に及はさりし失敬をも余より申謝しくれよとの事にて御序もあら

又の御出を待たる、様申されたりまつ是等の事共にて大老の胸中の唯一箇の我意ある而已策略に至つての空茫として一物なし此由申上よと仰ありしなり此候の辨才ある御方故殊に委敷願も解る計りに御物語ありしかと師質の筆力に及び難けれは是の唯其什一の概略を記せしなり罷歸りて仰の次第委曲に言上に及びしかは公も大に惻り給ひて大老を無識との見入れしかとさまでにはあるまじと思ひしに大老如此にての今後の天下如何にかはあらん多難の御時節廟堂上に於てさる空見なる有様を傍觀すへき秋にもあらざるへしと在番伯山城此比出府の本多修理を初要職の面々を召出されて如此次第如何おもふと御評議あり何れも様々に評論に及びたりしに歸する處兎にも角にも英明の主公ならての徳川御家の御維持の無覺束幸に西城未決の事にも候得の明朝御登城の上御座の間御逢御願ひにて御直に被仰上西城の義も御決定可然との御事に決したりしかと猶此上に利害難易を夜に入り曉に徹し萬般御討論に被爲及しに御逢の儀強而

前同件ニツ
キ邸議困難
曉ニ徹ス

營中ニ於テ
諸侯諸有志
ニ示談ス

御願被遊とも大老始閣老達も多分妨げ申さるへくたとひ此鐵關御透し扱これありとも又御側衆にても妨禦すへし彼是容易ならざるへし夫々の大廣間諸侯の建白を御引留め時日遷延を以て閣老を惱まし將建白にも建儲の事を載せられ陰に御促しに相成方よろしからんか其上備中殿へ御相對ありて手詰の御論判に及られん事可然と申事に御決評ありしは十五日の曙方にて最早御寢所へも入らせられす直に御登城の御支度に及はせられたり

一、五月十五日御登城ありて直様遠江守殿へ大廣間建白の事を御内調ありしに今日大廣間の衆を閣老衆へ御逢御答書被指度旨已に大目付を以て政府へ御申入濟たりとの御事にて此御一策の駟も逐ふへからざる事となり果て公の御失望限りなし岩肥州へ御逢ありしに御小姓頭取諏訪安房權太遠江等の忠實の者にて窃に橋公の御事をも左右せるに台旨は橋公にあらせらる歟にも聞ゆれとも大老初後宮左右賢明を忌むの徒盛んなれ

の甚恐るへき勢なりと歎息せる由を申上られたりとそ此日遠江守殿尾張中納言殿へ御逢ありしか橋公建儲の義を御申出ありて左あらては適ふましき由を御物語にて此事の御都合よかるへし御心得違の事も少し御論判に及はれしか御拒絶と申程にもなかりしかと又承引にもあらずこは御一席に果つへき事ならねの重ねて市ヶ谷の邸へ御出ありて御講究ニ及はれ度由を遠江守殿御内話なりしとそ

一、此夕昨日より御評議ありし如く堀田備中守殿へ御逢對ありて備中殿を死地に陥れて御奮勵可被成との御策なりし故御對面の上仰述られし廟堂の形勢一轉して昔日の如くにも見えす土岐丹波川路左衛門巳に外轉ありしからの忠直排斥の兆も稍顯はれ候への足下の御先途も程遠かるましく覺え候間と罷免の宛に遭遇せられんよりの唯今大奮激を發せられ抗論説破大老も伊賀殿も壓倒して建儲の大策を定められん事こそ願はしく候へ是も實に必死を極められ閣中にての指違へ 台前にての割腹もせら

堀田閣老ト
對談激説

るへき確乎壯勇の御定算なくての行はるへからす空敷奸党の邪計に落入られ汚辱を受られんこそ息衝しけれもし斷然として天下の爲に大義を立られ不朽之大勳勞を徳川の宗社に残されん事老職首坐の御本懐に候のすやと激切の御辨論に及はれしかは備中殿大に感激せられ左までに御忠告に及はれ候上の何をか包み申へき僕か腹心も打明けて御物語申候半が唯今御申聞ありし指違へも切腹もしらぬにても氣付ぬにてもかく見据へさへ有事に候へは天下の御爲一死を厭候道理の無之候へと恐れ多くも將軍家にの取り詰めたる嚴敷事を申上候へは直に御涕泣に及はせられ一時にても二時にても有無の御答のあらせられぬ事と被爲成候御儀にて僕も度々如此辛らき目に逢て候へ左様なる時腹を切候逆眞の犬死又指違へ候ても跡々の始末死甲斐あるへくも候はす何事も此一條にて是迄の苦心も御亮察下さるへし己レを潔くせんへの死か退くかに候へとも海防懸初有志の面々も不肖ながらも僕を目當に勤め居候事故今更僕か身に事あり

ての夫切の事となり可申左候ての差當り御不都合も出來御爲にも成兼候
廟堂の利害を較へ候へ一日の一日丈けの御爲にも候はんかと忍んで出
仕も致候をや元來伊賀と掃部との不睦候ひしか大老となりし已後の伊賀
より大に諂諛を盡し又僕へも追從にて何事も上坐くと譲り聞え候の表
面の姿計にて内實の大老へ取組み候を壓倒せんと種々の姦計を施し候杯
京師も外夷も儲置閣中の内乱如斯實に御大事之至り大和の風波を考へ沖へ
も乗らす磯へも寄らす紀伊守中務の貴公程も事情を辨へず進退谷り恐懼
の次第西城の御事杯も大老の從來の紀党夫に伊賀荷擔いたし其餘御側衆
奥向後宮にも賢明忌憚の党類數多これあり橋の僕一人近來の形勢迎も維
持すへくも覺え候はねと京師へ被對外國條約の儀も違 勅の姿なるに西
城も亦橋に歸せずしての兩條の違 勅夫にての相濟間敷と申説破にの聊
避易致候へとも夫にて橋に決するにも至り難く素々疾にも御決定になる
へき筈なるに何故か今以御考中の由にて御治定あき次第候への最早橋公

の御事の周旋も微力にの適ひ不申御斷り申より外のあらず海防懸りも朋
党と名付ケ嫌疑に堪へ申さす其黨類の張本は僕にて土岐丹波同攝津民部
肥後玄蕃等其列にて候遠國奉行の堀織部御目付の津田半三郎是迄沙汰な
かりしに堪へ兼候哉此間橋公の御事を申出候處大に伊賀にしかられ候ひ
き其已來の此二人も黨類に入られ候大名にて第一尊公薩州土州宇和島等
徒黨と唱へ奥向を而の御小姓頭取諷訪安房御小姓を而の權太遠江等何れ
も無二の忠臣故竊に使ひ君側を周旋させ候ひしに是も近來探り出し同類
に入れられ不遠外轉にも成へき勢にて候之此間も宇和島に承り候への伊
賀の橋公の御事を同意と申と申され候へともその全く宇和島の虚言なる
へくと被存候と被申故公イヤ、夫の決して遠江の妄言に候はす已に余
へも何處迄も橋公御同意と申事の返す、被申候と仰られければ、備中殿
兩手を揚て頭を抱られ扱も、あきれば、候なり閣中にては中、さ
る氣色も候はす尊公の御事も風上にもおかれぬとの評判尿好氣といはぬ

計の事にて何ても僕を倒し南紀を立夫の大老をも倒し己レ一人大權を握る積りに候はんと申さる故御座之間御逢御願の事を仰せ試みられしに御逢出來候への重疊の事に候へとも決して出來る氣遣ひなし又出來候ても前にも密々申上たる御次第候への更に御所詮も有ましくと申さる故尾張殿被仰立かり如何あらんと御相談ありしに尾公も殿敷御申立あらんに餘程僕等か力にもなりて宜しからんと此日の眞に覆藏なく閣内の機密迄も打出されける故公にも何とも御當惑にて初に替り備中殿を御慰めありて御退散なり京都御使の事も御尋ありしにいまた御治定これなく御大老には自分の參らるへきとの事ありしに家臣の者共不承知にて其事の止みたる由を申されしとぞ

前同伴ニツキテ即議

一、御歸殿の上例の面々召出され又々御評議ありけるの備中殿の申さるゝ所にての建儲の義の扱置眼前天下の大乱をも惹出すへき勢にて御傍觀に忍はれ難き御次第とは申なから廟議に御關係の御儀にも在らせられねり

なさるへき様も坐しませす此上の右様宗家の御大事にも候への碩徳重望三親藩の長者たる水老公へ被仰上なり天下の大難御見遁しの被成難き御運ひなれの御登城の上御直に被仰上即坐に姦凶御取除にもなさるへき歟に候へとも是は老公の御處置ニ而又老公の御定見もあらせらるへく何分にも此儘にの御棄置遊はされ難き御事柄なれの先つ一應可被仰上との御評議にて明日安島彌次郎を召させらるへきに決せられたり

一、今日備中殿の申されたる事もあなれの猶又伊賀殿へ御逢對にて御討論に及はれんとて明朝御逢の義を仰せ入られたりしに御用多のよしにて御斷りなりけり

一、昨十四日土佐殿が先達て三條公へ遣はされし御内書の御答これあるよしにて御廻しなり左如

本月五日之御密翰夫々至當之御旨趣感悅候右之事件概略内容申入候一墨夷一條此度再 勅答により

三條公ヨリ土州侯ヘノ内答

皇國之安危に至可申云々

此處誠以御大事と存御苦心被成候段御尤千萬御同前に存候
一只今我々事を破候様ニ而は所謂無謀と申ものにて此五六年前始而渡
來之時ニ打拂勿論云々

御尤ニ御坐候一旦不得止形勢ニて和親相成候上は方今我々事を破
り打拂などハは被仰出間敷儀と存候何分從是可討時ニ無之段ハ當
地ニ而も見込違ひ不申と存候

一京師御警衛いかにも御手薄万一兵端相開候時ハ彼必咽喉之處へ輻集
可致其時如何之御處置云々

此義心配之事ニ候是迄井伊酒井其外夫々御手當之儀其御地々下知
も有之候得共万一兵端開候儀有之候節ニハ此分ニ而も手足り申間
敷甚以不安心之事ニ候於當地ハ御處置振も無之事故其御地へ厚く
御頼入相成居申候右取締向充分ニ無之處へ渡來候而ハ如何計當地

騷擾いたし可申心配候乍去前ニ申入候通り是ハ打拂兵端を被開候
ニハ無之共彼虚喝を示し乘込亂妨之議難計其節之處置ハ其筋の武
門厚勘弁有之度と存居申事に候

一可討之時ニ候へハ子細無之何分前文之通り方今決而不可討之勢云々

御尤御同意に候其義ハ

御所方ニ而もよく御弁別御坐候事と存候

一いつ迄も洋夷ニ屈膝と被思召候かと奉存候へと同志ハ決而左様ニハ
無之唯時之不可然を恐申云々

是亦御尤ニ候兼々御遠慮御遠謀有之程ハ承知罷在申候而感佩いた
し候御献策も御坐候故後便被仰越候趣幸甚候委曲御見居之處心得
居申度存候事ニ候御苦勞御丹精不堪雀躍候

右等先日御書面ニ付荒増御答申入候且又御教示希入存候元來愚ハ申
迄なく懦弱之性毎事了簡も無之苦心ハ一同之事に候誠以斯る時節痛

歎至極ニ候何卒海内平治祈入申候萬々御照察可被下候以上

自余事條難書取義も有之候禿筆旁不能詳答候家來差出候得共是逆も機密ニ預り候筋は尤不心得事ニ候へ共世上之説虚實邊の粗覺悟いたし申候間書外可申上と存候

一、右御書中に御家來御差出之由これあるに付同人旅宿へ左内被遣度と御直書を以今日土佐殿へ御問合の處御返書如左

然は三條家臣旅宿へ橋左參候而可宜候得共可成の貴兄御來駕ニ而御逢被下候は、至極の都合に御坐候明後十七日夕又々參候若哉御逢之御合御坐候得は其つもりに可仕奉存候都人にて言語婦人女子の如く應接中欠伸相催迷惑仕候いつれ

西城の一橋公にあらねは參不申候建白寫只今寫申候間ニ合不申候期明日候也

一、五月十六日今朝堀田備中守殿へ御直書被遣如左是の今日安島彌次郎被

安島彌次郎
ヲ召シテ内
旨ヲ諭ス

召呼候御序も有之故ニ

昨日は御用繁中登館緩々拜晤欣然爾來御清安珍重之御儀御坐候陳は過日御内諭有之候水老公御建白一條之儀ニ付今後御大變革之御見詰篤と相伺候上ニ而と存居候得共已ニ昨日御話之義も有之此後追々御精評も可相立奉存且の先方御聽納之可否も難計時日遷延仕候而の

廟堂之御都合も不相成哉ニ奉存候間從今日右取扱ニ掛可申此段御合置可被下候不備 五月十六日

追而本文之趣今朝上田へも罷越可申談積之處御用多之由にて斷ニ付昨日之手續ニ而貴兄迄及陳啓候間猶又宜御相談可被下候以上

一、此夕未半刻比召によつて安島彌次郎參上せり御居間へ被召出廟堂之近況且昨日備中殿御密話之趣共被仰聞如此宗家の内亂を御鎮定あらせられん老公の御責任と被思召候間其段老公へ申上早々御運籌被爲在候様可取計旨を被仰含けるに彌次郎も大に仰天いたし何分彌次郎風情の何角可

尾公ノ動靜
ヲ少輔ハ尋ネ
ラレタル答

申上事も無之候へハ罷歸老寡君へ委敷申上候半と御請ニ及ひたり夫ニツ
き又此比備中殿ハ御内談ありし老公御建白御引直の儀も被仰聞御引直之
有無は猶從是も可申上事なれと斯る時勢御鄭重御手間取られ候内ニ又幕
府の模様相分候事もあるへきなれハ指當る處ハ余へ御任せにて御見合せ
置れ候様被成度旨をも御談しありしなり彌次郎ハ夜に入つて退出せり
一此日尾公近比の御様子竹腰兵部迄御尋問之御書被遣たりしに兵部ハ被
指出御請書如左

雲翰謹而奉仰阿候如尊命俄然炎蒸伏庚之暑候處 台侯萬福被遊御座乍
彈奉恭欣候爾來不奉伺御機嫌素懷ニ背奉恐畏候御仁恕奉伏冀候扱又黃
門殿近來之様子御内ニ被聞召度との段ニ御書之趣詳奉敬承候去月廿五
日被仰出候御儀ニ付御請書朔日被差出申候右文意之處私共ニも精々心
配仕先々主意少ナ之書面出來仕候得共兎角最初之意は解兼當惑仕候併
大凡は差支も無之文面ニ出來仕是にてハ左のみ 御差支ニも相成間敷

奉存居候處備中殿御談之趣ニ而少々不平之文格も相見候間何とか添削
方之義段々申上試候得共何分一應二應ニは難行届然處尙水戸殿上書ニ
も不穩文面有之候得共御同人には素より夫程強キ御存慮ニは無御坐候
事水戸殿御上書先ハ改メに相成候様勘弁被成下候ハ右之機會ニ而尾
張殿文面も取改方此上にて申上候様可仕趣申上置閣老方御手前ニ而只
今御勘弁中相成居申候右故此節ニ彼是申候而は不宜候間黃門殿面前ニ
而も時勢之咄は少々差扣罷在候間此節之處如何御坐候哉屹度は相弁不
申候昨日は如仰登 城中宇和島へも逢被申候由右之義ハ承知仕候得共
如何被申談候哉其處も未弁不申候同氏より被聞召候趣ニ而は持論一變
之様ニも入御聞候趣右様ニ御坐候ハ尤重疊至極ニ御坐候得共其實何
分御請合は申上兼候彌次郎も如仰十二日晚歸着仕候翌日ハ慎被申付引
込罷在十日十五日も相立不申候ハ出勤も被許間敷右故未一面不仕候
得は何共難申上候私寸忠御承知ニ而御尋之義故無伏藏奉申上候間尊展

之後御投爐奉願上候明朝右御用ニ付取負殿茅屋へ被差下候趣奉敬承候
然る處明日の紅葉山に黃門殿豫參被相勤同班之者差支多ニ而私供ニ罷
出候間拂曉より不在ニ御坐候別段御用も被爲在候ハ、明夕か明後朝ニ
も御出相成候様仕度併右ニ委敷奉申上候餘之儀は折角御内使被成下候
而も只今可申上種も無御坐四五日中ニハ佐閣よりも何か談も可有御坐
左候得は其模様ニより即今黃門殿存慮一變虛實之儀も委敷相分り可申
左候ハ、早々言上仕候間其上へ取負殿被遣被下置候共私參殿仕候とも
命ニ隨候様可仕と奉存候吳々も折角取負殿御出に而も右之次第ニ而は
あまり詮も無御坐候間此段奉申上置候晩來燈下御請認危紙亂筆謹而御
海宥奉願上候恐惶頓首々々

蒲月十六日

二敬白 御懇之御細端奉

仰冥加至極有難仕合謹而御禮奉申上候恐惶

安島參上密
議上申

一、五月十七日申刻比より土佐殿へ御出ありて夜亥の刻計もに御歸殿あり
遠江守殿も御來會にて三條内府公の家司富田織部と申者へ御逢被遊京師
方今の事情共を被爲聽とそ

一、五月十八日一昨日安島彌次郎迄老公御建築の事を被仰合て御良猷あら
せ給はんにて天下の爲に賀すへきなれとも若思召よられたる御事なくハ
公の御策ハ如何と御尋あらんハ必定あれハ其節御答あるへき爲メ立地に
姦邪を除かるへき計策如何ンと日々帷幄の御討論有之瀬二三の御策略は
得させられしかといまた十分の御定見も立せられさりしに此夕彌次郎過
日の御返答に參上せり早速御前へ召出されしに彌次郎申上けるハ御内論
の趣早速老寡君へ申上候ひしかハ老寡君も殊之外驚歎心痛に及はれ候へ
とも更に謀略の出る處を得候はす責て存し寄られ候ハ尾張殿同道にて登
城いたされ御前を願はれ巨細申上られんかと存しられ候へと是は必定支
へ候者あるへしと懸念いたされ候又伊賀殿を京都へ御呼ひ上せになりて

京都にて挫きたるもよからんかと存しられ候へと京都へ御呼び上せになるへき手段容易ならず又伊賀殿へ極親戚の者より白地に忠告に及はせ然るへからん歎杯と唯大凡の處の彼是と申試られ候迄にて定策と申程の事ハ立兼候への御館に御良策あらせられんなれハ承り參れと仰付られたる由を申述たり 公には指當り御談しに及はれ候程成御策もあらせられねハ猶御熟考の上仰上らるへく其節ハ老公へ御直談被遊度候へは御差支もあらせ給はすや伺置候様に仰付られて彌次郎は退出せり
一松平兵部大輔殿ハ御依頼ニより御相談被進候上今日御指出ニ相成御請書左之通り

先年神奈川井下田におゐて御取結相成候亞墨利加國條約之趣具ニ京都
に被

仰進候得共不容易御變革ニ付各存寄御尋衆議御參考之上條約爲御取替
之方ニ御決着別段御使を以

叡慮御窺ニ相成候處別紙之通

勅答被仰出候素より戰爭之

叡慮は不被爲

在趣に候得共方今万国形勢一變之折柄御處置之次第ニ
寄候而は忽仇讐之姿と相成御全國之御大事ニ及ひ國家之御爲不相成可
被休

宸襟期も被爲 在間敷先般京都へ被

仰立候外御扱方無之と 思召候既に昨年來衆議御尋之上には候得共
勅諭之趣も御坐候ニ付猶篤と勘辨仕存意之程早ニ申上候様御達之趣奉
得其意候此度之御一舉實國家之御重事 御配慮被爲 在候段深奉恐入
候何分 公武之御都合宜御雙方御安心之御見詰相立候様奉祈願候外別
段申上候存意無御座舊臘申上候通只々御下知ニ隨ひ忠節を相勵可申奉
存候

五月

松平兵部大輔

一、五月廿日御目付鶴殿民部少輔殿駿府町奉行へ轉役せられたり是の去年伊賀殿の鈴木藤吉郎を金を借られたる事を直諫ニ及はれ伊賀殿も理に責られて其金を返されたる事あり兼而此事を遺恨に思はれし折柄故彼ノ廢立を謀るの黨に連坐せられて遠國に遷されたりと聞えたり是迄の駿府町奉行大久保右近將監の禁裡附都筑駿河守殿の跡に轉せしなり此人頗忠直有志の聞えあり 橋公推戴の餘り西城に立せられん後も 公武の御間柄御大事なる故己レ 禁裡附とありて御間柄を調和せんとして皆人の嫌忌せる役場を内願せられたりとぞ

安島彌次郎
ヨリ師質へ
書翰

一、五月廿一日安島彌次郎を師質へ書翰を以申越せしハ 公老公へ御直談の義の嫌疑盛んなる此節柄なれの御双方の御爲不可然思召候間御見合せの方よろしかるへしといへる御事の由なれの其段申上たりしにさらはせんかたあしと御書取にて仰せ進せらるへきにあされたり外に建儲御申立之儀ニ付尾藩の景況をも報告せり此事も其儘申上たりしに是の遠江守殿

へ御談あらせらるへきとの御事なり

段々柳川藩より御承知とも奉存候處鳥渡申上候尾藩長谷川なる者へ建儲之論大眼目ニ而一書を投候者御坐候處大ニ請よろしく取次之者へ曰ニ先日福井侯とは大ニ御異論ニ而喧嘩半分御分れニ相成候間御都合いかゝと存候へり先づ宇和島侯ニ而御出に相成候様いたし度彌御出ニ相成候事に候ハ其段通し吳候様ニとの趣ニ御坐候由又其時之談ニ建儲御建白の年長賢明と申處ニ而御申立ニ可相成御名指ニ而は出來不申と歎不宣と歎申候よし其説いかゝの意歎相分不申候彌御同論ニ相成候張込も御坐候への大なる御力ニ可相成候仍而の速ニ宇和島侯へ御打合ニ相成り先ツ御同所ニ而御出に相成其上之御都合次第 太守公ニ而も被爲人御同力御一致ニ而御盡力被爲在候ハ一時貫通可仕奉存候前文一書を投候者の櫻任藏ニ御座候

兎に角御打合無之候而はいかゝと奉存候間御近くにて先ツ尊藩へ申

上候事

水老公へ呈
書
安島師實議
論

一、五月廿二日師實今朝水老公へ進せらるゝ御書并御書取を持參し安島彌次郎か許へ往きて指出して演舌に及ひしの御直談ニ候へは御應答の上にて種々被仰上度御儀共も候へと御書面にての御意衷盡兼候次第もこれあり候への思召に適ひかたき品々の委敷御教示被爲在候様被遊度左候へは又公の思召通りも打返し仰上られ候半との御事なり彌次郎も此頃は老公も殊の外御心痛の御様子ニ相伺はれ候事候へは何にまれよろしと思ひ付たらん事の遠慮なく申試よと責たれと師實式か吻を容るへき際にはあらずと固辭たりしに彌次郎も今後の天下の形勢によりて國家の盛衰も目前なれはいかにもして挽回セまほしと千思萬考肝腦を碎けとも必勝の策なくて殆ど困究至極せりと切齒扼腕落涙に及びて歎息せり御直書如左

陳は過日以彌次郎奉申上候方今廟堂之御景況ニ付又々愚衷相認汚尊覽候尙尊考之義無御遠慮可被仰下候扱又彌次郎其後屋敷へ罷越尊意之趣

も篤と拜承仕候事御坐候委曲家來へ口上申含彌次郎方迄差出候間彌次郎御聞取奉願候右之段申上度如此御坐候頓首九拜 五月廿二日

尙々時下御自重爲天下奉拜祈候差出候愚衷昨夜於燈下認亂筆誤字落文多く御判讀御海量奉希候別紙申上候書中宗室英望と認候は他人を奉斥にの無御坐候間此段御亮察可被下候已上

御書取

第一

過日彌次郎召呼申上候通り方今之御時勢實ニ危殆相迫り御同事恐入候儀ニ奉存候畢竟方今 廟堂之御處置言路を塞き忠良を擯斥いたし候ニ相違無之其子細は土岐丹波守は過日隊帥と相成鶴殿民部少輔も昨日駿府市令被命候事何共痛歎之至ニ而是等之輩は才識いたとひ劣少ニ候共何分直情徑行ニ而屢諫争仕候者共ニ御坐候右兩人擯斥ニ相成候而は其外之有志迄も追々無餘類被退候歎又は從銘々御役御免可相願と奉存候

小子も兼而海防懸りへは登城之砌り抔時々面會密話仕候處何れも上之御爲深く存詰罷在戴星出入仕候位ニ而品々遠圖も有之事常ニ感服致居候義ニ御坐候當今廟政之御多事ハ勿論追々内外之御處置無之候半而ハ難相成御時節之處かゝる排斥等被爲在候而は雷ニ德川氏之舊醜を保ち難きノミにあらす天下之安危ニも係り候事と苦心仕申候頃日備中へ逢ニ罷越候節今後之御處置振等舊知己之廉を以折入承候處殊の外歎息之次第而已にて有志之者擯斥ニ至り候も聊ニ而も舉公論候者ハ悉く黨類之名を爲負候由則備中を以テ其巨魁と斥し夫よりして土岐丹波同攝津岩瀬肥後鶴殿民部永井玄蕃津田半三郎半三郎儀は堀兼先日重大之事件諫争申候より黨名を蒙り候よし列候にては越前土州伊達薩摩等一切建清議候者ハ黨名を免かれす且奥向御小姓も有志之者二人有之即諏訪安房權太遠江ニ而此等も近々之内内轉可申哉と申事ニ而候依て小子尙又備中へ申述候は畢竟備中も閣老として是を座視傍觀他人之成を仰候理ハ萬々無之筈討論說破有之上

君前ハ被出肺肝吐露致し候而も御聞入無之候ハ切腹を以て京師之不出來を始首坐之罪を償候義至當ニ可有之段申聞候處中々左様ニハ參り不申此節は御前ハ罷出候事も度々は難相成たとひ罷出候ても大老上田之内一人は差添罷出候様之事ニ而存分ニ申上も出來兼候仕合ニ有之已ニ備中も其内には褫職可相成哉之口氣に御坐候是等一切上田之伎倆ニ出申事に候右ニ就て愚考仕候ニ右之次第ニ而ハ大御變革所には無之却而今日よりも層倍之因循ニ相成可申は不待識者事ニ御座候然ル處廟堂に於ては七月限之約束を以而亞米利加使節へ調印之事御許御坐候よし既ニ過日來大名之申上も大概條約御結可然と申事に候へは不遠又々京師ハの御答も可被爲在と奉推察候併し前文之爲體ニ而ハ中々被安宸襟候處にてハ無之のみならず列候も一同失望可仕左すれハ又候叡慮をも被爲勞速ニ伺濟ニ難運奉存候自然右様京師相繼候内期限指迫候ハ廟堂ニ而は是非不待勅許仮條約調印御執行可相成候其節ニ

到り外藩杯を違 勅之廉責付候へ、以之外なる御大事と奉存候是を程能鎮定候へは第一賢明之建儲有之關東之威權を嚴し續て京師之宿衛を壯にし衆望を爲厭候事等種々施設無之候半而は不叶事に御坐候此策被行候上にてならひ從 京師は從來大政御委任之 征夷府故或は一時之權宜を以て一々不應

叡慮とも行末之見詰を基き外國御處置杯有之候而も不苦義歎と奉愚考候乍去萬々一只今之姿而已に而御違 勅と相成候而は臣子之者痛慙無限の不及申御同事に親藩に乍在是を坐視傍觀仕候而の全く閣老同罪と奉存候右様

御違 勅に相成候而は和戰共に定見無之事に而爲國家萬々恐入申候尊君への碩德重望親藩之御長者にも候への此時世に當り回天之御獻策御坐候而 徳川家之社稷を太山之安に御措可被下候最私儀も么麼微弱への候得共兼々爲御家寸忠心掛居候義故如何底之儀に而も隨驥尾精勤可

申上奉存候抑

東照宮之三親藩を被立置候儀も後世を深く御憂痛被爲在候御義にして即今日之御爲に御坐候への此邊の尾公にも篤と被仰談可然奉存候但紀藩は御幼少之上御承知之譯合も有之事故御見合セ之方と奉存候

第二

皇國之御儀は全世界無比之御國體に而智勇共卓絶に有之王化隆盛之頃
皇威も海外の輝候事御承知被爲在候通一々不及贅說候然處近年西洋諸國は開國之勢にて兵力財用日に相増し 皇國は夫に反し何共歎々敷事
に相運候實に切齒之次第に御坐候依而熟方今之形勢相考候に諸侯之疲弊も不救兵士之訓練も不熟沿海之警備も不整財用之本も乏しく人心も
游惰に成居殊に上に凛然たる英明之大元帥も不被爲在下に哲輔も無之内に卒然我が兵端を開候の無謀之儀に而萬一及敗衄候へ、無論之事自

然慶戰取勝利候ても此上益疲弊を加可申の必然候其際ニ饑饉流寇叛賊一揆等群り起り西洋同盟之族其隙ニ乘し入換り〱侵襲候のは黎庶不聊生之患可不免此甚可憂之至ニ奉存候左すれの當今外夷御處置之儀は内政調ひ守禦十全相成候迄の暫和候も又一策ニ而彼貿易も仕組より御國益之廉も可相立且上に英明の大元帥被爲在候得は叨りニ因循ニ流レ夷風ニ化候憂の萬々無之義ニして其間ニ彼長を取て我短を足し彼虚を覷て我實を補財用を饒にし疲弊を救船艦を造操練を演し今日専ら武事講習を専務と致し候の、他日夷警有之候共今日卒爾ニ戰との難易大ニ相違可仕奉存候

第三

右和而戰之方略有之なから其策不被行益因循ニ陥り今日太平之安きを偷ミ明日不測之變あるを不知も畢竟智識之開けさるニ出候得共如斯姦人握權忠直擯斥ニ逢候の切齒憤懣難堪次第ニ御坐候仍之方今之急務の

先ツ奸兇を除て威權を宗室ニ歸し宇内渴望之國是を定候儀大肝要之儀と奉存候

第四

前條奸兇を除き宗室へ權を與へ候義は實ニ古今至難至危之事ニ而劉漢之末杯ニも種々忠憤ニ堪兼勃然決策盡死力候者有之候得共何レも事之不成の或は屬天運候義も可有之候得共全く人事不盡之故と奉存候方今之如く宗室之御内に碩德重望尊君之如き御方被爲在候上の右除姦之策必被行可申事天運人事兩全と可申と奉存候則過日彌次郎以て御内ニ被仰下候御直御逢之義最喫緊之御策ニ可有之御坐候得共其間ニ二十分之御思慮不被爲在候而の實以御大事至極と奉存候乍併右之御策程能被行候の、區々上田之一奸を打倒候位の勿論にて引續天下之公論ニ隨宗室中英望之御方御推薦ニ而追々良法善政御施行御坐候の、斯民始て望霓之情を慰し外夷亦自ら跳梁を止可申 至尊も大君も眞誠ニ御降意被遊

洵之衆議も忽鎮定仕候而四海靜謐 徳川家之社稷も血食は不及申
皇國萬古不朽之御事業も相建可申儀ニ而是實ニ千歳一時之會轉禍爲福
候機括目今ニ止り候儀にも可有之哉天生大英雄も不啻義と奉存苦悶境
堺却て一喜を爲し居候儀ニ御坐候乍併此御施策萬一顛蹟仕候時ハ乍恐
尊體之御安危のミならず天下之事終ニ不可如何ニ陥り可申候間小子ハ
も情ニ碎肝膽不顧失敬蛇足之論奉申上候尊君ハも尙又右等除姦等之御
策御施設之御次第分明ニ御諭し被下杞人之愚御啓發被下候様爲
宗家奉懇願候右等之儀共も已に時機迫り居候間何卒早々貴答被仰下候
様仕度奉存候

平岡圓四郎
松平閣老ノ
奸謀密告

一、此夕平岡圓四郎か許ハ此頃不快にて引籠り在れハ師實に來るヘき由を
申越せしかハ圓四郎か許ヘ往たりしに頃日之新聞共心得にもなるヘきか
とて申聞かせしハ伊賀殿實弟大御番頭酒井某の方ヘ所縁ある者より承はりたりし
ハ伊賀殿某ヘ之物語りよて相談の様ニ申さるハ西城の御事も種々六ケ

敷事共にて別而趣前は橋を嚴敷申立大老ハ紀を主張實に難評となりたる
故我カ考ヘにハ越ハ橋とは申せとも骨肉の事なれハ田安なれハ猶以宜し
かるヘし左すれハ田を西城ヘ立て大老を倒し其跡ヘ越を任せハ大凡見込
ハ立ヘきにヤ何分當時の爲體にてハ手を下す所なしと申されたる由此事
を告る者ハ圓四郎カ親類にて橋の立給はさるを歎きて申出したる事なる
故何の心もなく越公ハ如何なる人にやけしからぬ所より宰相カ出來て
如何なる事やらん杯と申せしよし此一條伊賀殿腹心の談説カ又口舌の謀
言カ更に辨し難けれと参考の爲承りたる儘を語れるよしなり又他ハ大老
の姦計にて三親藩を離間して宗室を弱め己カ威權を逞ふせんとする目論
見もあると聞えたるよし兎角姦を除くカ急務なり西城の事定りてハ其詮
なけれハ三親藩と我公の建白を御引付ケ給はんカよかるヘきカ又備中殿
ハ大難題を出して籠居あられハ決議遷延にも及ふヘし其内ニ姦凶を退
治セはよからんなどいへる策をも申出たりき

宇和島侯大老
松平大老
老松平大老
ノ好ナ告ク

一、此日遠江守殿大老へ御出ありし御歸途申の刻はかりに御出ありて大老へ御對話の次第御物語ありしの大老の話にも京使も今以定り兼西城も紀とも決し不申心痛被致候よし近頃の伊賀殿逆威以の外にて初の程の大老をも殊の外敬重いたされ候へと此比とありての大老を倒さんとする勢にて量り難き心底にも見え又宜しからぬ事共の聞えもあれ此節御庭番へ内調申付置るゝよし備中殿の京師の處置は宜しからざりしかと外にあしき事もなければまつアノマ、にてあるへき歟なと申され閣中も更に調和せず穩かならぬ様に聞ゆるとの御事ありしとぞ

岩瀬肥州長
大老

一、此夕左内岩瀬肥州へ往たりしに肥州の申されし近來の形勢朋党の根を断ち葉を枯らさんとの勢にて危険の時とありて肥州も條約調印濟迄も在職無覺東永井堀も近々外轉にも成るへき歟土岐攝津のいまた波及の沙汰なきよし當時の人心正論家の朝に立つを愧る勢故奥御右筆中にも有志の者は閣老衆へ聞えよかしに正論の同類の追々貶黜我々の幾日比誰々の

何日頃堀田遠からず抔高談憚る處なき故に閣老衆も甚迷惑致さるよし言路の熟く閉塞して誰あつて言を發する者なく寂然たる事共にて海防懸りも甚閑暇伊賀殿の鎮定策を得たりと自得の体に見ゆれとも人心十分離反御大切の時節に及びし由鈴木藤吉郎も追々罪を得へき運ひともなりたれの本郷丹州初奸党に連坐も出來可申候是の聊愉快なるへしと物語られたりとぞ

一、五月廿三日公の仰によつて安島彌次郎へ尾張殿の御建白御指出の事老公より御指留あられ候てよろしかるへき旨を申遣したり是の御引直しの爲昨日竹腰兵郎より願ひ下ケたる由を御聞及ひありし故なり

一、此日水老公の昨日の御返書を安島彌次郎持參して申けるの老公にも深く御憂勞被爲在候へとも兎角御定策を不被爲得候への公の思召付かせられたる事も被爲在んに御承知被成度との御事へ今日は御逢無之により此段師實を申上まかひ此頃中被思召寄たる御事も被爲在候へとも御書取

水老公の返
次郎持參ス

にはなされかぬる故師賢に仰せ含められ被指出なり老公へ御目通りも可被仰付歟彌次郎に承るへしとの仰なりし故其旨彌次郎へ申聞せしに外ならぬ御事に候へり聊御差支有間敷道理候へとも是迄諸藩臣へ御逢と申事更ニ無之事故此節柄左様の事候はんに闔藩の取沙汰にも大に嫌疑を生し御双方の御爲不可然奉存由を申たりさらせんかたかければまた御書取にて被進との御事にて彌次郎の退出せり御返書如左

朶雲披閱如貴諭兎角不齊之候ニ候處先以御勇建大賀いたし候入梅之景光鬱々敷何分爲天下御加養奉至願候此節眼氣不宜貴答迄草略申進候也

五月念二

松越殿御報

潜籠老人

御別紙熟覽仕候毎々

幕府御爲御懇篤ニ被思召候義の奉感服候拙老とても不安寢食色々考候へ共兎角不行事とのミ被存可申進良策も無之候又何そ天下の御爲御良

策も御座候の、伺申度候以上御火中く

いつ晴ん程もしられす押なへて

世はさみたれの空にそありける

やすからぬ御代にしあれの力つくさんなといひおこされける御返しにはあらねとかくなむ

徳川の恵を受けて暮す身は

濁れるときそ汲うからまし

一、今日久世大和守殿御不快にて御登城なし鈴木藤吉郎の波及と聞えたり此候御勝手向殊に逼迫せるを見込藤吉郎を五萬金を調達し置る杯風評あり

一、此日土佐殿を被進御内書如左

前條略藍山へ相談仕候策の愛牛と桐とを離間するの策ニ御座候其離

昨夢紀事十二(安政五年五月)

(朱書)彦根上田

土州侯ヨリ
内書

間の仕様の愛牛を出候其心底不殘愛牛へ密告仕候は、少の疑を生可申哉萬一其色相顯候の、又策の其機を乗し出可申候先此位の策所謂定見に至候而の雖吾不知也

○藍山之失言の先夜足下を歸懸ケニ弊屋へ參三條家臣ニ面晤及密談候節藍山三條家臣へ申候の此度之仮條約御免シニ相成候而の日本禍亂之根元之只兵端を開ク遲速有ル而已此レ失言ニ而の無之哉僕雖不肖愚忠を盡シ三條家臣參候を幸折角京都之激怒を發シ不申様周旋仕候處豈圖藍山之一言頗害を生シ申候勿論公論を以論候得は假條約計ニ而無御座候禽獸ニ類スル夷狄と和親仕候の耻辱ニ而今更不足論事ニ御坐候得共只今乍恐 京師關東何となく御隔の無之哉と人心危疑を懷キ居候時節京師も關東之政事御疑無にしも非スと申處へ右之様之一言の失言と存候足下如何御教示可被下候也藍山此節之勢ニ而の仮條約許允するの外の無之實ニ不得已時と平生論を出居候所都人へ

對口ノ違候の僕聊切齒仕候是藍山之心底僕見ぬきたると御さ候

○藍山之一言川路之粟田之宮へ之失言と一轍と存候呵々

○又々藍山參堂候趣愛牛ノ近況申上候と奉存候僕へ切齒云々の御話シ御斷奉申上候唯足下莫逆故不可言事迄も奉申上候

昨獲王半山集讀何處難忘酒之二首不覺失笑王安石亦吾友歟餘條略

一、五月廿四日町奉行跡部甲斐守殿元清水附支配へ轉役せり此人の鈴木藤吉郎無二の荷擔にて彼者の姦計も多く此人によつて行はれたり藤吉郎例の數千金を甲州に貸して交際を固くせしあり此人外轉の上の藤吉郎も程なく獄に繋かるへしといへり御勘定奉行石谷因幡守殿町奉行となれり此人の大老と舊き由緒ある家柄にて當時も大老の腹心なり何の伎倆もなき人にて唯大老の鼻息を仰きて勤めらるゝ迄なり小普請奉行佐々木信濃守殿御勘定奉行となれり此人の頗る世才に長するの聞えあり

一、五月廿五日夜左内平岡圓四郎か許へ往たりしに圓四郎いへるは是も此

平岡圓四郎
再告
老ノ奸ヲ告

比申たる伊賀殿樞機ある者を出たる由にて伊賀殿のいはるゝの京使を命せらるゝ見込にて彦根を出し彦根も初の程は行くへき氣色なりしかと家來の承引せざる由にて固辭て行かす全ク行て備中の如くならんも拙く又行たる跡も懸念なり大和も同様の次第なれり近く覺へもあれはとて中務を進むれと勝手向難澁ありとて行き得ず大老をといへる重任なれり大和以下ニ而り其任に適はず更に其人なければ越前はよけれとも威徳ある者に大權を仮さぬ御舊制もある事にて越に權柄執らせては宜しからすといへる説もあれと外に人なければ越に極り可申候左あらは越も權を假せと申へし其時に又假てはならぬといへる評論起り決すへからす其時に當り酒井雅樂頭伊賀殿 實甥を今一人大老となし京都へ遣はし仕課ふせて歸りなり彦根の倒して次で備中大和も罷免せられなればよからんと思へる由を語られしとそ夫に就て圓四郎に一策あるよしにて申けるり町奉行井澤美作守の鈴木藤吉郎に關係なければ彼をして藤吉郎を鞠問さすへしきすれり關

宿始賊罪ある面々は封書尋ねと成て籠居すへし上田の態と除き置へしさて京使の議となりたる時彦根へ姫路を出す伊賀殿の姦計を密告して彦と上とを離間し彦の怒に乗して上の賊罪を發露し封書尋とならり上も亦籠居せざるを得ず是姦を除くの策にして大老の羽翼を殺いて孤立とするの術なりと申出せるよしを左内罷歸りて申上たり

一、此日遠江守殿を御來書如左

昨日は被投貴翰候處他適即奉報不申上奉恐縮候如命梅天欲晴不晴萬景亦愁鬱先以愈御清勝爲

神洲奉大賀候此間參館僕こそ依然御懇諭被下千萬辱奉存候扱竹兵を漸昨夕如別紙書通ニ而失望仕候何等此處ニ而御遠略も御坐候り御懇示被成下度所希に御坐而候恐々頓首

念五

南豫上嶼

北越吹蘭賢公閣下

御端書忝尙御自重專念存上候別紙御序ニ御返却希候百拜

遠江守殿御廻し相成竹腰兵部少輔々遠江守殿への呈書如左

謹奉撃一書候兎角不一之氣候御坐候得共臺下倍御機嫌克被爲入乍憚奉恐悅候一昨日は被召寄緩々拜謁難有仕合奉存候將又其節御内命之一條昨日罷出黃門殿に具ニ申聞候頃日は於

營中暫時被懸御目段々御教示厚忝被存先宜鋪申上候様被申付候其節御預り被申上候御書付いまた御返璧も不被申上溜滯宜御斷申上置候様との事に御坐候且又御面話可被遊之義委細申聞候處段々厚き思召入忝被存實家以來格別御懇意被申上候事故從是も被相願度被存候處御坐候得共猶更思慮被致候處縁家の義の別段御坐候得共當時御續も無御坐事御出ニ相成候而の世人之目ニも觸れ此節柄何と無嫌疑も被憚當年御詰之御同席様方之内ニも懇意の向不少御人御願^{達カ}相願被置候て外様被仰込候節御斷申上候而之何とも心配被致候間不外御懇意之事故甚被背素懷候

處萬々失敬なから當節御出之義は不得止一先御斷被申上度旨被申聞候勿論御高風は兼々御幕被申事故御教示筋之義に候は、己を虚して被相伺度乍御面倒御書取ニ而攝津守父子或私迄成とも御廻し被遊被下候の猶更本懷被存候趣被申聞候此頃段々之御沙汰書不盡言御面話之思召之處其儀不得止被申上次第ニ相成私おいても不行届恐入候得共品々理を分被申聞候義其上之義も取計兼先此等之處御聞濟被成下候様奉願上候先は此段言上仕度昨日は職用ニ而歸宅及晚候間今日奉申上候誠恐謹言

蒲月廿四日

竹越兵部少輔拜

一五月廿六日安島彌次郎より師實へ手簡にて遠江守殿市ヶ谷へ御出之事の御斷りにありたれと公の嫌疑も坐さねの御入ありても然るへきよし田宮彌太郎もいへれば近日御出ありて御相談あり度よしと尾張殿の御建白御差扣の事の熟々御承引になりたる旨を申越したり

一、此夕平山謙二郎左内か許へ來りて關白殿兼而好色の癖坐せしに御女なる女御の御方へ御入の折柄其れか女房の内と猥りかはしき御事ありしか近き比發覺して一の人のあるへき筋ならねの其罪によりて遠からず褫職にもなるへきとの沙汰ある由を密語せり

公、松平閣
老ト對談

一、五月廿七日朝松平伊賀守殿へ御出あり先つ專と水戸前中納言殿御建白御引直の事御承知には候へと猶能く御考ありて御草稿もて御相談もあるへき歟の由を仰述べられ夫へ付ても今後の御處置を被爲問しにいつれに大變革なくての適りさる事にて近比の諸有司も職分に打はまりて精勤すれ一入御都合宜きなしたり顔に申さる京都の事の如何なさるにやと問はせ給ふに御使の人に乏しければ所司代を御呼下しにて能く申含めて申上させ 御許容の事の奉書にて申越ても濟むへく且此頃命せられたる御附武家の大久保右近將監一ト氣象ある者候への大方の行届き申へくところおもひ候へと唯關東の議をのみ押立て

勅諭の上への更に氣付る様に見えす公又墨使の如何にと仰けれの伊賀殿期月七月廿七日迄に延て候への夫迄にの事調ふへき見込にて候と申さる開港の何處に定まれるやと問はせ給ふに此事の近日觀光丸に乗りて浦賀以内を乗廻し見分の上にて取極候はんと申さる公又貿易の如何と問はせらる伊賀殿交易御免となれ何の設施にも及はず諸國の物産自ら江戸に幅湊して都下の繁昌も他日に倍すへしと申さる諸侯の疲弊の何の術を以て救ひ給ふと問はせらるゝに銀鈔の策を建たる者あり此方など然るへくと申さる邪教の事の如何にと問はせらるゝに此事につきての諛淫邪遁の諸辨も盡たるにや唯何程の事かあらん其時に臨みて兎も角もせん様あるへしといはれたり 公最後に扱西城の御事なになり候や殊の外成る御手間取れにて嘸御心痛あらるへしと仰せられしかは伊賀殿ウンと仰ケ反られ額上の血脉を太とくし忸怩たる顔色にて兎の角のと六ヶ敷候ていまた御老中にて御決しにのなり候はすされといつれに近き程にの御

定りにもなるへき歟猶おほしよりも候にやと申さる 公存寄たる事のは是迄幾度となく申上たる如くにて此節 刑部卿殿ならての人心の繁著覺束なくこそ候へ自然紀伊殿と御定にもなる事に候の、今少御年長せられ候を待せられんかたよかるへからんと仰けるに伊賀殿御尤至極の御事にて僕の何所迄も刑部卿殿の御事御同意に候得ど

台慮といひ奥向にも指支へて胸苦敷候へと申されて一ツとして取留たる覺悟ありとも見えすまして西城の御事の其機近きにありて伊賀の顔色の變りたるにても南紀に定められんに決せりと覺えたりと御歸殿の上の御大息大方ならず西城の事已に決せられて御發表ともなりなんに爲んすへもなければ如何にもして決せられぬやうにこそあらまほしけれ此上の尾張殿と謀りて彼人より刑部卿殿ならての適ひ難き旨を嚴敷申されなり挽回の一助になりもやせん猶備中の意衷をも問ひ聞くへけれと返すくも伊賀の腹黒きこそいと悪くけれ顔色の變る計りの際になりても刑部卿

殿の事を主張するさまに妄語せる天を欺かんとするにやと御憂悶御憤怒限りなし

一、此日土佐守殿を御書通あり如左

一書座下に差出申候先々御清適欣喜不過之奉存候是非私社稷之爲ニ候然の愛牛先生へ參候の僕少々考御坐候而先つ差止申候今夕櫻閣の參り猶廟堂の光景且愛牛桐閣之近狀篤と承知仕置其上ニ而廿九日卅日之内愛牛桐閣之内へ參先日云々之義可申述と存候尤櫻閣今夕の差支無御坐候趣家來迄申越候故退城を直様可參と存候今夕の様子に明日又々奉申上候櫻閣申口ニ而又兩先生にも應接之仕様も御座候と存候久世の彌長病と承候三日目ニ病名替候趣例の七日目ニ譬は風邪とか腹痛とかニ相成候趣久世はよくくの急變と存し候羽柴にはあらて荒川戸の藤也近々落花ニ及可申候是も愉快なれど瑣々タル一と唯願桐ノ落花耳

僕吉兆を案シ出申候桐ハ則藤吉秀吉之紋此度藤吉退ケラレ候得ハ桐ハ自然退之道理ナルベシ

○下田滯留之墨人出帆の果而謬傳に決申候
○諸司代之御用召老中ニ而も無之又墨夷御取扱之御使にても無之諸司代止ルトカ承申候如何

○御作妄ニ筆削仕差出申候失敬々、莫逆中之莫逆故御一笑ニ備申候
○小出修理の遣候文章出來候故備乙覽候御一閱後御返投可被下候是又無御隔意斧正奉冀候未タ遣シハ致不申候少シ懸念仕候こと御坐候子細の若シ漏泄仕候而の修理之爲ニ相成不申候折角之有志輩殊ニ岩風憲なども援擢仕度と存候所僕之文書などニ而障候而の氣の毒千萬ニ御座候只今俗世界中入ラヌ所ニ迄も心を用不申候而の意外ニ害を生申候噫恐ロシノ浮世やナあなかしこ

一、此夕岩瀬肥州の左内へ投書あり如左

日本行記二本爲持差出候御覽覽不苦宣布被仰上可被下候過日懸御目置候各國條約此節刊行世上に通く相成候方外國之事情も相分り旨聾輩之

爲に可宜哉と存其事を企居候間御一覽濟候ハ、御返完被下度候尤今明日御返ニは及不申候○昨日は謙次郎罷出新聞最可驚可笑事共ニ御坐候○蘭人も來ル四日に發足之積リニ相成候先差向外夷之接待も無之吾輩放逐之時愈來り申候御一察々々○條約書中少シツ、加刪又は全く除候ケ所も有之校正次第可呈御内覽候條約第一ケ條中ノ第三條は丸除ニ致候○別ニ新聞も無之豊臣氏も最早措手之手段も有之間敷是計ハ頗美舉之夫ニ付絶巔之震災も有之哉の兆も相見え候如何可有之哉○市尹ハ英雄雋傑之手揃と相成定而鴻業偉績可多と亦一歎○作樂も死中に活を可求と餘程心配斡旋之様子ニ候得共其功之成否は不可知之勢呵々

念七

尾州公へ呈書

一、五月廿八日尾張殿へ近日之内御出被成度と被仰入しに御所勞の由にて御斷りありし故今日被進御内書如左

然は過日は登館種々高論相伺小子も不願觸嫌見込之條々申上候處頗

昨夢紀事十二（安政五年五月）

良英旨候義も可有御座哉ニ奉拜察不堪恐懼義ニ御坐候乍去此も宗家之御爲一途ニ存込候故御坐候得は愚衷萬々御憐察可被成下候扱近來之形勢渾慨歎之事のミニ御坐候定而追々御聞取も可有御坐奉存候借又今般之建議列藩も大概和親取結可然趣之由左すれり目前之平穩は可喜義嘸在 朝諸有司も安堵可仕被存候併愚見を以相考候へは今以 徳川家御寶祚之御基礎を固候程之大策御盛舉一も無御坐此儘ニ次第に因循游怠ニ成行候へは恐く列藩も窮窘之餘或は怨慝を醸し怨慝之情忽輕蔑之念を可發も難計且外夷も一旦御厚意を感戴仕候り勿論ニ御坐候得共防禦守衛等御完備無之候り、狎恩之極或翻而覬覦之非望を動し候も難計奉存候萬々一右様相成候り、

京師之御憂勞は申迄も無之幕府ニ於而も實ニ御申譯無之御義と奉存誠ニ筆紙に難盡惶惑痛苦罷在候尊君は勿論小子に於ても看ス々々如此幕府之御不都合を傍觀不可致り當然に候へり何か良手段を以右等之後患

豫防仕度と晝夜懇禱罷在候得共只今之勢ニ而り迎も小子輩賤劣なる者之獨力ニ而は難支模様に見え申候則過日來元老閣老へも屢々一橋公建儲等之義事情斟酌仕詳悉申立候得共唯諾之應答有之のミにて内實は小子輩之非所可議と申風説も相聞誠ニ言甲斐なき事ニ相成居申候其上廟堂中之御様子ニ而は南紀公主張之意も有之哉に方々承及申候紀公ハ定て御聰明ニ可有御坐候得共當今未タ御幼弱之御事故若愈此公を建儲ニ可申上道理十二分有之御義ニ候り、今四五年も相過天下衆心歸向を待候而曉く有之間敷奉存候此節諸方ハ建儲之事申出候も畢竟衆望壓定之爲ニ御坐候へり自然幼君を立候り、衆論益洵々として幕府をも奉輕處置盡諸有司之私を謀便を好候ニ出候様申唱候乍恐終ニ幕府をも奉輕候様に可相成歎と杞人之愚誠不堪戰兢罷在候尊君ニハ此等之邊兼々御斡旋も被爲在候義故態々贅説申上候迄も無御坐候得共何卒爲宗家今一應御運策被成下候様奉希候殊ニ先達御差出之御建白も閣老ハ彼是申上

御書直奉願候由傳聞仕候左すれの何れ少く御文面御變換可有之御義と奉察候間其御文中に右橋公建儲之事抔御加に相成候而は如何と奉存候元來尊君御建議中にも已に

叡慮に基き御施設云々の御字面も有之候得は何分奉安
叡慮候義は臣子之至情に而其奉安

叡慮候處即幕府之御爲にも可相成一舉兩得之策と申而は恐らくの彼建儲之一策に可止歟と奉愚考候昨日家頼が上館之義爲及御内調候も全別義に非ず此等之處厚面晤奉申上度故に御坐候然る處御所勞之由にて無致方併事迫勢急之餘御全快之期待兼態々以書中機密之大事及謹陳候尙篤と御取捨之上御垂教も被成下候の幸甚に奉存候頓首

五月廿八日

本文之一件近來衆論甚敷候故か決議之期も相迫候様にも被考且昨日伊賀守へ逢對之處同人口氣にも不遠様にも申聞候尤いつれへ決に相成候

歟の難量候得共萬一其人に不被成御坐候而は天下之失望にも可相成形勢に付此時に當り國本堅牢宗社萬安之大策を被定候御任の尊君之外の有御坐間敷と奉存候得の何卒神速之御運策被成御座候様脱カ爲天下生民奉仰望倚賴候將又 廟堂之上近來之景况實に不堪杞憂次第共承込候儀も御坐候に付拜謁之上及密告奉仰高旨度とも奉存候得共不能其儀殘念奉存候自然御尋之思召被成御座候の腹心之家臣田彌方迄指上候様可仕候間被仰下候様仕度奉存候

此頃土佐守方の京師三條内府公の内用有之家司被指越候由其節相聞趣に而は關東建儲之義

叡慮は素より鷹太閣殿左府公始三公何も橋公御見込之由承及候左候得は上は被安

叡慮下は天下蒼生之慰望にも此御方之外有御坐間敷と奉存候
聖慮如斯又台慮にも不相背趣の粗定見も御坐候處是を彼是と支吾致候

の畢竟忌賢懼明悖德之説かと奉存候果して橋公に御治定かも不被存候
得共何やらん懸念之義に付宗家之大事不忍黙止奉汚清聴煩倚頼候事に
御坐候以上

一、此夕土佐殿より又御内書を被進たり如左

土州侯ヨリ
堀田閣老ヨリ
問答ノ次第
ノ内書

前略 昨夕櫻閣に參長談唯發浩歎而已 儲君之一條も最早蘇秦張儀出
候而も中く三寸之舌に而の難及桐姦臣之誤國は大不忠不堪切齒血
涙に

○櫻へ僕尋候の愛牛桐閣之近狀如何櫻對曰愛牛の何分固陋に而困る之
桐の因循と申候故僕夫の得其意不申候既に去臘大變革之上中興云々
被仰出候其節桐閣も御同列に而御座候至今日因循との言語同斷之と
申候處夫の氣遣無之是非變革の十分不參とも此儀の無間違被仰出
可申候左様は幕府に而うそをつきてはならぬと被申候

○僕又曰先日御役人數輩替候土丹鶴民此兩輩杯勿論不才に而不足惜

様への御座候得共胸中之赤心に至候而古人にも不慚者に御坐候此節
廣堂の勢忠を退邪を進ル之兆既にあらはれたる様は奉存候此勢に而
の岩肥も不遠落職無疑存候只今岩肥落職に成候而は墨人應接出來申
間鋪是非來年金川御開迄は足下を彌縫被成候而でも落職に至不申様
御周旋第一に御座候此位之一と御周旋出來不申而の不相成と申候所
夫の尤左様之實に此勢に而の言語を塞候とて櫻も大息被致申候

○愛牛桐閣に參京師様子申候而の如何と尋候處最早其甲斐も有間鋪却
而激怒致候而の不宜と申候僕も實に儲君之決定に力落愛牛桐閣兩先
生への參候勢無之愛牛の固陋ながら愚人故木偶人とさへ存候への腹
も立不申候桐閣の國賊と存候と僕腹之蟲承知不仕萬一接警咳候時又
暴論杯に及候而の不都合故今暫時之處兩先生へは參不申候是等朔日
萬々奉申上候也

此夕岩瀬肥州より左内へ投書如左

岩瀬肥州ヨリ
左内へ投書

前略愛牛先生上格と少數葛藤を生候哉ニ被察候昨日は愛牛先生彼侯と
 面話あり何等之事哉此際若シ上閣亦關ノ如くならむに天下の蒼生ヤ
 ヲ活路ヲ得へし懇祈々々○諸有司格別精令云々扱々噴飯ニ堪す貿易邪
 宗の確論等ニ至候而は併吞五洲も亦不難の勢ニ有之候此論恐ラクハタ
 クチキの類なるへし哄然○京師之御答如論と竊に鑑定致居候此節の地
 合なから京御之措置如何可有之哉と少々閉口候處廟議已ニ不拔ノ策ア
 ル語氣也○來示云若哉定策云々更ニ其信息ヲ得ス○豐氏ハ此未定而繫
 獄程の事にも可至哉と相察申候前市尹の轉役も半上落下高格とも是迄
 之通り頻リニ流行ものと相成候賞か罰か殆不可解者○來月四日蘭人發
 程最早小生輩ハ愈排撃の時至り申候來月四日ハ猶婢僕の三月四日の如
 し一笑○此節上格之長官ニケ條程如何之事有之昨今所言セウモコリモ
 ナク面折ニ及置候更ニ一層の激黜を蒙り可申哉と甘心致居候御一榮垂
 晚取込早々布宇

副書
 明日ハ小普請之向大勢御番入有之候是ハ尋常之事文武格別出精之者明
 日不時ニ部屋住ハ大分被召出候是ハ此節之盛舉 講釋
 上聽漢文講義 上覽之義以來年有之趣今日被仰出是亦盛典此二事頗可
 喜ニ時事玉石混淆只石多クして玉少キヲ憾ノミ

水野筑州ヨ
 呈書

一、此日水野筑州よりも呈書あり要件を抄出する左のごとし
 昨鳥桐閣へ御枉駕之折柄西議に涉り候處彌鬼方に決定候趣段々御懇
 切ニ被仰下委曲奉拜誦候處只々悲歎ニむせひ候次第國家禍御大厄ニ
 御陷とも可申哉と浩歎を極申候是迄不一方御配慮を被爲盡候も只是
 國家之御安全を被爲計候事ニ候處何事も氷解無益之御拮据と罷成候
 而已ならず却而仇をなすとも可申次第乍憚御胸裏如何計りと奉察上
 候於私候而も御受相認候氣力も盡果申候御家臣へも不被仰聞候次第
 候得共出格之御懇命ニ付御内密御沙汰被下候段御禮難盡奉存候
 一右ニ付而は稚障之提封何方ニ歸し可申哉西條よりと相成候而ハ尾々

俱ニ末流之胤と相成候事ニ而於麥も御手薄ニ相成天下之人民安堵も仕兼候義尤其邊桐閣の心附可有候得共逸の舊情ニより忌まれ可申若田君なとと申譯ニも至候而の於尊館御配慮無此上御跡ニ之諸士輩も他人之御相續とも相成候而の心裏如何計りと御歎息も被爲在候趣是又具ニ蒙仰候趣誠ニ御尤ニ而御推考之如く愚論も起り可申哉候得の右等の御手順ニ可相成も難計昨日桐へ右之事御演説不被遊御主意の至極之思召ニ而此上も先御見合被置候方ニも可有之哉西彌稚ニ定候而は其跡之順合至而六ヶ敷末裔よりと相成候而は前段之御主意通り故逸無論之場合ニ候得共是を忌候上は別に一工夫をめぐらし申度事ニ而其邊岩へ内話猶同人より櫻閣を誘候義何と歎御内諭之趣ニ相試候上委細可申上奉存候兼而思惟仕候と打變り候内談と成果心も進ミ不申事に候得共又其跡を計り置候も是亦報國之一誠丹心と御胸裡を汲取候而勉勵可仕と奉存候其上尙可奉申上候

一尾公在國之家老某此比出府再々諫諍ニ及遂ニ説得仕暴論を被變建議も認直に可相成就而の逸論を主張被致候事ニ相決候由岩より極密内話有之御安心のため左内迄及文通可申旨申聞候最早御承知と奉存候得共一寸申上置候乍然前書之譯ニ而は十日之菊と相成其詮無之是亦天運とも可申哉

一藤も彌表向と相成候哉ニ被察候關宿ニは一昨日より御病名相變り御全快無之様子全ク彼か所爲に可有御坐哉何共恐入歎息之至ニ奉存候何事も此節の天色同斷何れの時にや位育之風景を仰き可申哉と奉存候一五月廿九日此夕堀田備中守殿へ御出ありて御相對の上廟堂頃日の景況如何と御尋ありしに備中殿愧チたる面持チにて最早是非もなき事にて紀州殿と決し來ル朔日にの三家三卿溜詰衆へ御内意被仰出表向の御弘メの朔日の御内意京師へ御伺濟にて六月末七月始にもあるへき歎と申さる公も御失望の極にのあれとあさるへき様もあらせられねの毎度申上候如く

公、堀田閣
老ト對談

かゝる御時節ニ當りて御參謀にならせらるゝと申にもなき幼冲の御方を何故に左様に御差急き御立に相成哉と仰せらる備中殿されの御急きにも及はぬ事に候得と兎も角もはやく紀州殿に御決定なくての人望愈刑部卿殿に歸し事六ヶ敷なるへけれのとてケ様に急速の次第となり大變の事にこそ候へと申さる故 公仰に足下の左程に大變とまで御心得ある事を何とて御傍觀候哉御持論御主張あつて議合はすんの急流勇退の時に無之哉と詰らせらるゝに幾度か左様にも存候ひしかと夫にて天下の御爲になるへき見詰もなく候ひし故今日迄もかくて候なりと申さるさらはありかひに今一度反覆挽回の手段あるまじきかと問はせ給ふに中々六ヶ敷候得とも尾張殿杯より嚴敷仰せ立られなり夫に縋りて又周旋の致しかたも有へきにや何につけても唯壹人孤立の事候への行届くへくも候のすと力ヲなげに申さる 公京都への御伺は如何なる御振合にや御名指にも候哉と問はせ給ふにイヤ御名指には候はず御養君被仰出候思召の旨御伺にな

り候への目出度思召と計り御返答ある御先格にて候と申さる故其節京都を御名指の御沙汰などにはならさるやと宣ふにさる事も候はんかと苦心致居候と答へらる若しさる事になりなは條約の事も建儲の事も両なから

違
勅となり其罪悉く足下に歸し可申候への其時足下を貶黜して申譯の料理種にせんとの事なるへしと被存候へはしかじ唯今十分に正論を御押張御物別となられなり天下の有志も足下の有識に服し申へく又建儲を遷延する計の事への成ぬへしさるをおめく御勤めあられなり遂に奇禍を來たさるへくと甚笑止千萬に存候と仰けれの僕も約る處の身の上ともあるへくと存候へと引くにも引かたくてといへる如き優柔無斷の有様にて更に奮發の氣色もあし公も今日はおもほす儘に御激勵ありて引退もせられん様にとの御心算なりしかとかくさまなれの仰せらるへき様もあらせられす紀の跡式の如何と問はせらるゝにこの何とも申かたく候と含糊の

体にあられしとそ永井鴻臚岩肥州の危ふかりしハ保全を得鈴木藤吉郎ハ追々鞠問にも及はるへき運ひのよし大和殿關係の筋もさしたる事もなくて近き程にハ出仕せらるへき杯の事も御物語申上られしなり

前同件ニテ
土州侯ト密

一、公備中殿の中上られし事を御熟考あるに内議已に定るに似たれとも動きなきにもあらざるや尾張殿被仰立の事をも申され又朔日の御内意も京都の伺も御名指の事はなけれハ未定の形象あきにしもあらず且天意の在る處も昭々なれば猶人事を盡さずしては九俣にして井を廢すといふへしと今一層の御奮激にて御歸殿の折土佐殿へ御出ありて備中殿云々の次第御物語ありて京師へ御伺成りたらん時 刑部卿殿に御定めあるへしと公然降

勅あらせられん様御周旋あるへしと三條殿へ御申越あられん事を御相談被爲在たり

一、御歸殿の上執政初例の面々召出されて御評議ありしに 公の思召す如

く機を見て手を拱すへき時にハあらず殊更に人事を盡さるへきに御決評なりき紀州の御跡の事を備中殿物あり氣に御答へに及ひ兼られしにつき此頃世に申はやす如く田安殿の御相續にもあるへきかさらは田安ハ公の御相續ともなるへき歟左ありては爲すへき事共の爲し得ましき歟なと種々思召煩はせ給ふ事限りなし

師實字和島
侯ニ使ス

一、五月晦日今朝尾張殿へ明日建儲の御内意あるへき旨昨日備中殿ハ御聞込候間猶又斷然として刑部卿殿あらてハ適ひかたき旨御主張あるへき様御内意を被仰進たり但御草稿を逸す

一、昨日備中守申上られたる次第につきさるとき御存分あらバ被爲聽度との御内書御渡にて師實伊達遠江守殿へ被指出たり御對面ありし故昨日の事共委敷申上たりしかハ候にも痛く驚き患ひ給ひて種々御考ありしかと今となりてハ京師へ御手入レの外ハ有間敷由の御返答にて候よりも土佐守殿へ御談あるへきとの御事なりき

一、尾張殿方去々廿八日に被進たる御内書の御返翰來れり如左
華墨致披閱候時下不順之候候處愈御清全被成御起居并賀此事ニ御坐候
過日は御來駕被下段々高論之趣承り忝存候然る處猶又御懇切之御文意
却而痛心之至御互ニ爲國家折衷討論致次第ニより不遜之申振ニも相運
可申是等之筋聊御懸念被下間敷候如尊論方今之形勢如何にも危殆之場
ニ陥り候哉ニ被存實ニ爲天下寒心不外々夷は姑く閣蕭牆之患も亦可慮
之至ニ而是先之御深憂實ニ御同意ニ候且又諸侯伯建白も追々因循不振
之模様相成候上ハ最早不及是非此上如何成禍胎を醸し候哉と不堪憂悶
候附而は兼而も御内話有之候建儲之義是又御尤御同意に有之候ニ付已
ニ先達登營之節堀閣迄委曲心底申述置其節宇和島迄傳言致し御承知被
下候事と存候猶此上折を以厚申立度勿論魯衛之國柄は別而心力を一致
にして周旋不致してハ難相成存候其内南紀主張之一群も有之哉ニ略承
知夫等之機邊へも差響候ニ付危忽に事を誤り候而は却而御爲ニも相成

間敷と存候への臨機應變粉碎可致心底ニ而扨建白書面認替之義其後何
等内論も無之候且假令何と有之候ても赤心申上候義今更可變ニ無之左
様變換可致は赤心之詮は無之と存候且又御來臨之義も御申越被下右申
述候通別ニ所存も絶而無之候得共猶御内考も有之候ハ、彌太郎へ成と
も御打合被下度候御副書京地之模様一橋倚頼之義委曲致承知尤外々
も承り込候義も有之候猶追々可申承候不備

五月卅日

二、伸時氣御手當專一存候宗城より之書返却之義宜御傳可被下候早々以
上

三、伸風邪御尋忝存候全當分之義御案事被下間敷候也

一、水筑州を被仰遣田安殿へ御内意の節御幼弱之御方にて不可然旨被仰セ
立候様可及周旋旨を命せられたり筑州も京師御伺之節降
勅にならてハ關東にての御盡力の御行届被成間敷由を建言せられたり

一、安島彌次郎を被召呼昨日備中殿にての御次第御申聞事機大に迫りたれ
の老公除姦の御策も速に御施行あつて建儲の義も御幼弱にての不可然候
への田安殿尾張殿の内御養君に被爲建候様遮而被仰立候様被成度旨を被
仰含たり

一、橋本左内を田宮彌太郎か許へ被遣昨日の次第申聞明日の御内意により
尾張殿十分之御主張に相成候様可及周旋旨被仰越處彌太郎も建儲御主張
之儀は擔當して取計ひ候はんと御請申上たるよし

昨夢紀事第十二卷終

昨夢紀事第十三卷

御養君内意

一、六月朔日御登城如御例今日御三家尾張殿御斷り御兩卿及溜詰衆御居残りにて
御大老御老中御逢左之通り御達しこれありし由

御筋目之内の御養君可被遊と

思召候追而表立可被仰出候得共先ッ御内意可達置旨被仰出候

此日營中の評判橋とも紀とも分り方なけれど多くの橋といへるよし土岐
丹州公へ御逢を被願申上られしに僕已に疎外に轉し候へと橋公の立
せられたるを承候への死して遺憾あることなし昨夜の詰番にて候ひしが
餘りの難有さに歎んで寐られ申さすといはれしか公一昨日備中殿云々
の事御内話ありしか丹州大ニ仰天して泣キ出たす計の次第なりしとそ
總而橋といへる説のみ聞えしあり

宇和島侯土
條公へ内書

一、扱營中土佐殿へ御談あつて彌京都へ明二日朝立四日振にて可被仰遣事に決せられ公并遠江守殿を土佐殿へ被遣御書簡を其儘三條殿へ被遣へきの被仰合なり

遠江守殿を土佐守殿へ之御書翰寫土佐殿を御廻し如左

西城建儲一條今朝も於 營中致御密話候通是迄爲朝野御同然苦心竭死力及周旋候處極密は海内之有志失望解体ニ歸し既に不可藥之景況ニ至泣血切齒之極併最早方今餘に愚策も無御坐其内右之事件ハ以飛檄奏聞可相成歟ニ奉存候間此形勢委縷 三條公へ被仰上關東を云々被 仰上候へは當今之御場合何分御幼稚ニ而は不相濟候故御人物之義以御名指被仰出度若シ右件も違背御坐候而は此後内外之御處置更に被爲休歎慮候 御見留も不被爲在候故當節仮條約之儀難被遊 御許容旨嚴重

勅諭被爲 在候ハ挽回も可期哉ニ奉萬祈候尤我輩を云々と申事關東

へ相響候時は決而貫達仕間敷亦乍憚於

朝廷御衆評と相成候得は種々好諱之輿議可相起故

三候公御直ニ御密 奏相成以

御聖斷御沙汰被爲 在候様相成度右之趣御同意ニ候ハ迅速以急檄御希願有御坐度及御相談申候已上

六月朔日

藍山

容堂兄

公を土佐殿へ被進御直書如左

今日は別紙寫之通御養君之義御三家杯ニも被仰出候由御同事恐悦奉存候右は京師に被仰上有之趣ニ候ハ固より

天意御自定も被爲在候而御降

旨も可有御坐奉存候得共此節柄此選橋第之外ニ而は國家之御爲宜かる間布歟と奉恐察候乍併關東ニ而充分御決議之上ハ 京師を御沙汰被遊

兼候向も可有御坐候間乍恐此度之處ニ而速ニ
 叡慮之趣被 仰出候ハ、徳川家之都合に取候而も難有仕合ニ奉存候此
 趣轉法輪家へ御申越被下厚御周旋御坐候様希度奉存候尙御裁斷所希候
 別紙ハ秘物ニ御坐候間御返却可被下候本文之趣得御意候も此節故外
 ハ先入有之聰明壅閉之害も不被計と奉存及懇述候書餘讓亮察申候
 一、此日尾張殿ハ之御來翰如左

愈御安康并賀之至存候然ハ過日は芳墨被成下候處一々不得拜答候今日
 登城之筈之處風邪故家老差出候處別紙之通ニ候是ハ天明度之例之由營
 中之義ハ今日御登城之御事故御承知と存候一橋公之沙汰専らニ御坐候
 先々御同慶ニ存候也

六カ
五月一日

文略致候

右御來書に付御即報如左

尊報被成下謹而披展仕候暑熱燦石之候ニ御坐候處益御清適奉恐賀候陳
 ハ今日之御登 城 御不參ニ付御家老被差出候處御別紙之通被仰渡ニ
 相成候由縷々鴻教之趣謹承仕候且又 營中橋第之說專ニて御同慶之由
 被仰下奉感謝候併此ニハ却て太深謀有之義と奉存候其譯ハ即今閣中之
 内話篤と承申候處十二八九九南紀之着眼と申事ニ御坐候乍去今日卒爾ニ
 紀と申事被仰出候ハ、諸侯ハ不及申在廷有司迄も鼎沸之勢可起掛念ハ
 態と御發表迄ハ紀の字を避候而翻而橋之事申觸らせ候義ニ可有御坐何
 分内ニ無主守義故風雲變態動搖不被計候固ハ高明御油斷無御坐候ハ申
 迄もなく奉存候得共宗家無比之御大事故密探之趣不包奉得御意候何卒
 御忠誠之御幹旋を以回天之御事業奉企望候婆心萬々御諒察可被成下候
 右再答如此御坐候謹言

六カ
五月朔

再伸本文之義兼而之御懇篤故有底申上候乍去橋と申事何々切ニ御聞入

平岡圓四郎
來リテ世評
ヲ告ク

一、此夕平岡圓四郎來りていへるの昨日より圓四郎が許へ橋公西城に立せられし歡ひとして來れる者數人なりいつれも慥なる先々承り出したる由を申す故心動きて出て來れる由さて例の處より承れるよしにて上田の工夫にて佐倉も關宿も倒して後高松と姫路を大老となし己レ一人にて權柄を握らんとの計略あるよしをも密語せり

長谷部甚平
出府國情ヲ
告ク

一、此日御國許より御奉行長谷部甚平到着セリ是の江戸表の形勢次第に危險に落入ニ付御機嫌伺として願の上去月廿一日御國表出立せるなり

師質云先達而御大老在職以來廟堂之景況變換の次第於御國表も逐々承知にて去月廿八日立の飛脚ニ申來ル同役内狀之内前略只四五日之内ニ氷炭地を易候世態 天子將軍の御迷惑俗ニ云天下の天下が亡すとこの如此の御時節と絶言語候義條理方も先比迄の御勢ひに候へは於其表の籠城之後詰にて萬々御力に可相成處餘りなる浮雲變態ニ而當惑と察入候

飛驒方も無滯歸着段々きけの聞程長歎息千萬ニ而日々此事而已申合候事ニ御坐候然ル處長谷部甚平儀の素々余人に勝れて歎息兎も角も御機嫌伺として御指出被下候様歎達之由此人不一方思ひ込も強實ニ眼に血をそゝき候体ニ而申出候由則廿一日出立中山道罷越候廿二日飛驒方着にて承候への御地ニ而も御案し被成右様之沙汰も有之候の御指留之積ニ有之由行違ひニ相成殘念此上千萬人駈付候とも御地之御手配殘ル處無之故此表ニても彌御手薄旁後悔有之候横井先生も御左右甚被相待内實自分にはスハト御指圖ニ相成候の、駈着候積之處今便之御様子案外千萬殆あきれ果候計此上の御願ニ而御歸國も御一策と申居候位ニ御坐候下略

一、六月二日處朝御内命によつて師質齋藤篤信齋か許に往し是の松平確堂殿の親敷將軍家の御叔父君に坐セの儲君の御事ふと御口添ありて紛れなき御續柄と申公に正敷御從兄弟といひ將御同姓にて彼御方の御勤中已

來御親敷の坐せとも彼御方の御隠居後の只管風流洒落に耽り給ひて世間の事の度外に附せられたれは是迄被仰合事もなくて唯今不圖としも公の御談ありての如何にかあらんされと此御方杯を嚴敷仰せ立られなれ閣老衆も余所に聞かるゝ事もなるましけれの御同意たにありなれ御力なるへし此御方の御内人に篤信齋の門人多けれの其内有志の者もありぬへし是とおもはん者あらぬ篤信齋の心として彼御方の御上を窺ひ見よとの御事おれの其由語らひ見たるに彼藩の門人に藤田貞助同俊助といへる者あり頗る有志を而天下之事を心に懸候へ此者あんと然るへからんと申出たり又水府の武田修理の篤信齋か莫逆の心友なれの時勢の衰頽せるを説きて激動すへき事をも申談したり

一此夕平岡圓四郎來りていへるの昨日一橋殿小石川の邸へ御入りなりし故兼而彌次郎と謀りて御同坐の御席におゐて彌次郎が閣中の形勢 公の被仰聞たる次第且姦兇を除かすしての適ひかたき趣共を申上て御一所に

御計議あらせられん様に構へ置きたりし故今朝彌次郎か許へ往て承りしに昨日は老公御夫妻共に痛く御力落にて御暴論も御英氣も出されの橋公も御氣之毒に思召何の仰せらるゝ事もなく事濟て大失望せりと語れりと圓四郎も鴻歎せり 物云云老公嘗て橋公の西城に立せられん事を御恐懼の趣に毎所事此日の御力落に恐察せられたり の御文書等に見えたれと御意衷は陰に御希望あらせられし御

一左内か許へ櫻任藏來りて何方にて聞く所も悉く橋公の立せ給へる風説の由薩藩の人與御右筆の方を探索せしに 橋公のよしを申せしかと猶疑しくして田宮彌太郎か許へ行きて御内意の次第を承りしに慥なるよしに聞えたりと告げ菊池爲三郎來りて此人の聞き所の半信半疑なりといへるとそ一六月三日朝齋藤彌九郎來りて奥御右筆御徒目付等の方を探索せしに總而儲君の橋公の由に聞けるとそ確堂殿の御事の如何すへきといへる故何となく謀らひ見るへき由を談す又武田修理の昨夕往て種々激論に及ひしかと更に奮發の勢力なく潜みてのみあるよしを申出たり

平岡圓四郎
來リテ再度
世評ヲ告ク

一、此夕平岡圓四郎來りて昨今も賀客三人來れり其内ニ御目付津田平三郎殿息與御右筆の悴なともありて各要路の面々なり當時何方も橋説のみなれと是の全く姦黨の流言なる由をいへる者あり左もあるへきにや與御右筆の取調らへは御三家の例と御三卿の例と兩様の調ある事相違なきを傳聞すといへり

水野筑州ヨ
リ密啓數件

一、六月四日水野筑州ヨ呈書あり如左

前略

朔日の彌 御内意被仰出候段の如仰恐悅奉存候得共彌御幼冲と御決ニ而は天下萬事不可爲之境ニ至り候義痛歎無極小生輩さへ右之次第尊慮の程奉恐察候津半談置御表發相分候の可申上旨奉畏候何れ來月末ニ可相成哉内々相頼置可申候

一、御内話之秘籌朔日土遠等へ御打合之處最御同意ニ付土より二日朝四日切ニ而御差立之趣いさる被仰下難有何卒右ニ而此大厄を除度降命之方ニ御決定之趣安心仕候尊家ヨ土州へ之御内翰御案拜見被仰付難

有則投炎仕候故返上の不仕候私共身分ニ而の憚不少事に候得共生者必滅之佛言も有之萬一不可言之御事なども候節は乳臭不脱御方ニ而の如何成行可申哉此意味より降 命有之候の、何を以遁辭と可被致哉右ニ付而は今日も玄肥面會仕候處尊館如何思召被爲在候哉との事故只々長歎息此上の跡へ繰上ケ方之事而已と申置候尤過日蒙御沙汰候右之一條は二日に右兩氏へ得と内談仕置候昨日之秘籌の秘中之秘密萬一漏泄ニ而は不容易事ニ相成候故右之通ニ答置申候尤肥への若左内杯より内話も候の、其段鳥渡御沙汰奉願候其心得を以尙可申談候口氣を考候に心得居候哉にも被察候得共今日は先ツ右之通ニ申聞置候彌御内通も候を知らぬ体に私ヨ申聞置候而の舊來之懇親ニ反し候事故一寸御沙汰奉願候夫迄の信友に候得共爲 天下右之趣に仕置候機事不密不成之警を守候事ニ御坐候

至既に今日は同人よりも咄有之一笑仕候坂井右近も同断に先年相轉し右近の鳥井甲斐之弟にて其頃之事ニ御坐候原彌西留など、も申候由有志輩追々擯斥諸事土崩瓦解其後之風景如何候歟と杞憂而已御座候

一、南紀跡之義前文之通兩人へ内咄も仕置候處昨日 田黃門君が同僚へ御内意ニ而萬一右跡之御内意等御座候は、遮而御断被遊度御身命に被爲換候而も御拒之趣則今日同僚が極密平丹へ申述候處未右等之内評に預らす候へとも夫の全く御いやに御相違無之歟との事故身命に換られ候而も御断之旨を申述候處左様なら其心得ニ而若内評を受候は、可取扱昨今未御内意迄にて何れと表向被仰出無之内難申出由申聞候旨に御坐候格別御配慮被爲在候事故極密不取敢奉入御聞置候下略

一、御別紙中御直御逢云々の御議論乍憚御尤至極ニ而程能く被行候へり

無此上大幸則挽回之一策に候得共殊ニ寄大害を讓候而已ニ相成も難計且愚考ニ而はたとへ御逢之義御申立候とも多分御聞濟に相成兼候半と奉存候彼奸魁忽右等ニ心付可申事と奉存候尊示之通り神風之彌吹來候手續にも候は、却而先御見合之方に有之間敷哉猶御熟考專要奉存候不願思召段々不遜至極恐懼之至候得共拜見被仰付候事故管見丈ケ無腹藏奉入御聞置候以上

一、六月五日安島彌次郎參上して老公除姦之御策思召當り被爲在ねの公の御策は如何との御推問なり又御建白の閣老衆が當納言殿へ御沙汰ある故御引直しなされんかとの御相談なり御熟考の上從是可被仰上との御返答なり此夕右の御返答御書翰御認あり如左翌六日朝師貫彌次郎方へ持參して渡したり

一、六月五日水府老公に被進御密翰如左

一、翰謹啓仕候暑熱難耐御坐候處益御清泰被成御起居爲天下奉恭壽候陳

安島彌次郎
水府公ノ使
トシテ垂問
アリ之ニ因
ツテ密答ス

は今朝彌次郎屋敷へ罷越去ル朔日黃門君御登 城之節老中尊君御建
白御引直し之儀相願候處御承知被遊其段被仰上早々御引直し御出來被
差上候思召候由申聞候而承知仕候尤此儀ニ付先日備中より小子へも内
々ながら取扱候様申聞候儀は過日以彌次郎及謹陳候通りに御坐候小子
今日迄右御建白御引直し之義不申上候事ハ實深慮御坐候而第一先般
敕諭之趣實ニ不容易事ニ而御坐候得ハ於
幕庭

天意も御伺定無之御變革之御見詰も不相立鹵卒ニ假條約而已御許容被
爲在候而は不相濟儀と奉存候夫とも衆望歸向之御方を 西城へ被建
京師御警衛を始永世安全之基たる大變革 廟謨相定候上之儀ニ候得は
諸侯之建白も有之旁 征夷府之御職任を以外夷御取扱丈之儀は關東限
り之御取扱ニ相成候共是亦一時之御權宜ニ而無御據次第とも可申候得
共中へ左様成處ニハ無之直言を忌ミ因循を旨とし今日之安逸を偷_{ミカ}之

好輩_{候カ}故些之變革をも厭惡致候景況過日申上候通り之次第ニ而一兩月以
前之姿勢より又一等相下り今更如何變患に可至も難計奉存候畢竟閣老
之御建白を促候ハ最早諸侯之建白も相揃ひ尊公と尾公計と相成候儀故
是さへ御平穩ニ相濟候へハ條約も御許しニ相成候而も天下太平と申御
役上ケ之道具立も相備り

天朝幕府を侮弄する姦兇之陰謀殆致充足候故之儀候得は唯今容易ニ御
引直しニ相成候得は姦者之方ハ上都合ニ而極安心致し流石之老公も如
此ニ御穩便之御書を口實として
京師を瞞し仮條約之上ニ而奏聞ニ相成候様之儀も必定可有之と奉存候
得は唯今ニ當り往日御建白の御趣意無謂御廢却ニ相成候而は却而姦計
を長し候媒ニ而天下之御爲ニも不可然と奉存候右等之始末ニ而も於尊
公ハ實ニ萬安之御見詰も御坐候ハ其上之御儀は可申上様無御坐候得
共於小拙輩はケ様之次第ニ而は諸老因循之都合ニハ宜候得共

天朝之御爲こも幕府之御爲こも可相成儀とは夢更不奉存候尊公尾公之御建白御引直し於無之の右等之姦計も容易ニ行はれ申間敷候得は不得止場合より正義之路相開ケ申間敷物こも無之候得は兩公之御建白は實ニ

神州一縷の命脈ニ而貴重至大之御譯柄ニ候得は何分こも御維持被成置被下候様奉願上度奉存候尤當今御擔當御取扱ニ相成候儀を前日之緣故を申立彼是異議仕候儀ニは毛頭無之爲天下不得黙止愚衷無覆藏奉拜陳候間御亮察御容恕被成下當今御手前之儀の何とも御程能被仰成御建白之儀は今暫御延しニ相成候様奉願度奉存候其上の猶又閣中之光景も熟察仕り品こより從是申上候儀も可有御坐候得共何分指向之處淵底不包奉申上候間不惡御取捨被成下度奉願候謹言

六月五日

一、此日土佐殿と御内談の上猶又轉法輪家へ御依頼之一條御先方へ其儘可

被遣御積こて土佐殿迄進せられし御書翰如左

陳は例之一件今以輿論紛紜擾亂閣中も曖昧模糊何となく人心も不穩世態ニ而御同然何とも慨歎之至ニ候就而は過日も轉法輪家御周旋之儀足下を勞候而定而槐廷ニ於而も爲

皇朝追々御盡力被成下候儀と萬々奉倚頼居候事ニ御坐候頃日に至り猶又及愚考候處當時之大老の兼而三條公を殊之外崇信畏敬致居候義稔と承込候事も候への此公より賢不肖未分幼冲之儲君ニ而は方今之時勢ニ適當不致

叡慮不安候間年長賢明之儲君を被建天下之人望を繋ぎ徳川家之基礎を固くし可被安

叡慮旨御染翰を以て彦大老の懇々御諭告被爲在候様仕度且又尾張殿ニの御承知之通り別段之 王室家之事にも候へは同所へも陽明府其外何れよりなりとも御樞機有之御方々別段之趣御直書を以早々被

御付紙之御
御外戚候へ
御義府候へ
御直翰候へ
御相成候へ
御無此存候儀

仰遣ニ相成候様是亦槐廷ハ御示談御勸諭被成下候様相願度奉存候左
 候ハ、兩家共奮然として可被盡粉骨ハ必定ニ而建儲之儀さへ及一定
 候ハ、皇國今後之萬安も至于可期申儀と奉存候實ニ此節之景況不
 忍見聞事共多端ニ付再三奉煩槐廷候儀恐惶千萬ニ候得共前條之次第
 御同意ニも候ハ、今一應轉法輪家ハ御懇願被下候様奉希望候此機會
 を失候而は則天下を失候にて他日不測之變も可恐次第ニ付御相談旁
 相願候間何卒早々御一書御呈覽御篤願被下候様吳々所伏冀御坐候不
 宣

六月五日

一、此日京都町奉行淺野和泉守殿小普請奉行に轉す此人文學才略有て正論
 の黨なり御小姓竹中長門守殿御先手に轉す是ハ直言の人故忌憚せられて
 寒郷に遷さると聞えたり
 一、此日岩肥州ハ左内へ之投書如左

暑威頗烈鮎魚御戮穀カ欣慰々々昨崎陽の報有リ亞船一艘入津近日類船二
 艘其内にコモトール乗込有之由跡船入津次第下田及函館へ相廻ルよし
 其風説ニ近々英來ルト云此事天下之幸となる歎不幸となる歎未可知過
 日之御答返却

五日

蟾洲

淺野泉州も亦意外の轉遷と相成候豪傑の士施事悉出人意表
 師實云淺野泉州名ハ長祚蝦侶松潭又梅堂と號す其父不知藏書二萬卷を
 積んで自負して二萬卷樓と稱す梅堂に至つて三萬卷を加藏し五萬卷樓
 と稱す書畫を能くして天下之を珍重す尊て岩瀬蟾洲ニ贈る手簡を得左
 ニ謄録して其爲人を示す

本月十五日十七日附之御細書到手拜誦益御清健御興居朴質御痔疾氣
 兎角ニ御不出來にて御難儀之旨扱々苦想此節之儀何卒御引込等無之
 様遙禱仕候喫緊二項も活路ハ付候よし併如梅天陰晴候變のよし如何

様にも櫻侯御税駕の上あらての定論の相立申間敷當時の急濟只此二方のみにて敵症の妙劑行はれず候ての治術の竭申候福井高知兩侯の憂國竭忠扱も、難有事も如諭福井侯の元より御坐候得共高知侯の忠憤の實造化妙用不可思議とも可申賤諺に悪にも強けれの善にも強しと申ものにて京師の事甚おとなしからすとの論の眼光如炬と申ことく柳川侯松平左兵衛督杯も、勅旨にて激昂中、勅諭承順の仕さる趣皆、最至極之事、御坐候此度の義御崇敬を盡され御遵奉を盡され聊、而も劫要激烈の事、無之却て突觸の彼方、有之天下の公論是非曲直のおのつから誰か目にも見え申ことく菽麥を辨せぬ迄なれの宜候得共隠然倒持の權を欲し候景氣故大廣間一統威戴の方、有之間敷存候今般之、勅旨眼目は諸大名の議論を御聞被遊度との結局故夫丈之處は何とか御取計有之扱其外の義の譬下田條約の外は御許容難被遊と申邊の事、至候而の夫にては逆も相濟不申天下の騷亂を

醸出し萬生の塗炭を蒙候事への換かたく元より軍國の大政御委任の事申迄も無一時受命將臣さへ便宜從事の常の事日本國の大權を取らせられ候御事何か御疑躊の可有之ぞ乍去御誠意を盡し御忠言を罄させられ候て號泣強諫と申御場合に至り其上にて斷然御裁決の旨をも被仰進候て御取計有之度元より前の緊事の具備仕らされの不相成事の申迄も無之必竟京地まで御伺、相成候も御内に顧慮する所有之候へのにて其御掛念なきことく、相成候への御決斷にて被仰上候ても可相濟事の一旦御伺、も相成候て存外の激論を起し却て夫かため高知侯のことき一番に京地へ馳参り御警衛可致杯申程の方、翻意に至候の餘りクライソハへたる申分の有之故にて候へのまた此後の御舉動にて人心の離合にも拘り申さは親の愛し候子の他人の憎候と申意味有之何卒此上諸侯の憤激を生候程の御惇良の御處置出申度決て關東の被成方御弱、敷と諂り申ものは有之間敷候炙眉の急、至り候

の甚好まさる事にて何とそ夫迄花旗官吏の羈縻被成方の無之哉且炙
 眉の急も江戸にて起り候ての當地への響薄く候去とて巽要に出候様
 にても如何何卒其前に二本相立候て 勅答の御受被仰上相成候様仕
 度と奉存候 紫宮傳の欠いまた御典定無之旨 公よりの大忠寛を被
 仰立候由いかさま當時の摸稜刑方にも相成候はん去なから此度の欠
 への牛刀に無之哉當時大切の御場所と申もの、施方の小籠に御さ
 候忠寛の可相成は京坂の尹に願度もの渠人の才をも抒候に足り且其
 澤施を被候處も弘く御さ候たと存候委蛇趨承の其長する所にあら
 すやと存候いか、

扱當地之光景愈聞寂嘯党の向も仲ヶ間はなれなとにて追々氣勢も衰
 候哉にて當今の僅八九人の不淪盟之もの有之哉のよし巨魁中山狼の
 狼の如き人にて平常も手荒の所業多く夫ゆへ議さへも陵遲の處甚缺
 望の餘り嘯衆の張本にも相成候由既ニ此度など傳の缺へ染指のよし

是も叶ひ申間敷欠は萬里のよし狼は

東宮の威ゆへ内奏の便あり夫これにて一時を煽動いたし候旨三府な
 とも餘程こまりたるかにて何分首揆早く御歸り候やうにとのみ存
 られ又 勅旨の奥の手の一箇のがれのた、く長引かせ迄の分別に
 相聞え申候前便差立候組の者風聞書ニ引續大原三位の詩とて認候も
 のさし出候ま、御笑草旁卷こめさし上申候御留置にて宜候

此節は首揆も御歸府日、御評議等にて嘸、御焦勞の御事と乍憚奉廻
 察且味東天を瞻望のみ仕居候何卒御閑御座候節御一筆御投示奉希候
 艸、頓首 四月廿七日 蟾洲賢兄 祚

御痛の處折角御保玉千萬奉祈候岡部駿河不快も追々快と存候和蘭領
 事官も相應欲張り候申立有之由恣睢可憎英の元より覺羅の條約もま
 た、當り可申一層づ、にはこひ候伎倆狡黠の事共て候不肅

一、六月六日西郷吉兵衛左内か許へ來りて申上しの後宮の光景去月十七八

西郷吉兵衛
 ヨリ幕内廷
 ノ景況上申

日比迄の全く南紀の説にて御召物なども御若年の御支度なりしに當月朔日近衛左府公を將軍家の御臺所へ御直書被進たり御文意は知りかたけれと大方御養君の御事なるへし此御書を二日の日大老伊賀殿へ御下けになりしに兩人於

台前大議論となり漸上の御扱ひにて相濟たるよし此已來は後宮の様子變りて歌橋おとも意氣弱くなりて物おもはしき氣色に見ゆれあしき事にはあるましくおもへると聞ゆるよし又薩藩在番の執政鎌田出雲の有志の士にて時世の變遷を憤り尾公へ之上書田宮彌太郎迄指出せるよし儒者藤森恭助も痛く彌太郎を責るよしなとを物語れりとそ

一、此日永井鴻臚を師實に參るへき由を申來りて往たりしに鴻臚申されしハ慥なる事の様に承りて心にかゝりて止みかたけれの招き寄せたるとて此度一橋公御養君に被爲立ぬ故國持の衆中不平を抱き條約の事御聞濟被爲在ぬ様宇和島侯始京都へ申上られたりとの風聞あり大守公杯も御同意

永井玄蕃頭
懇念アリ師
實へ質問

の事にや如何と尋ねらるゝ故左様の事の更に承り及び申さすたとひありても寡君の同意せらるゝ事の決して有間敷候への安心せられん様申せしかのもし實況さる企もありなんには大守公の御扱ひもて大廣間の衆中御申宥有て事に及はさる様只管に願ひ奉らるゝ旨を申されたり事の次手に時勢の歎息にて伊賀殿杯近來の當りかたき勢にて人の申事をハ夫は知れたる事はハ聞くに及はぬなととおもふ儘にふるまひるゝ故言路も洗と壅塞して下にのミ憤れり亞墨利迦船三艘長崎へ來船してやがて下田へ廻れるよし英船も無程渡來すへき由申出たり杯語られたり

水老公建白
談書ノ潤色示

一、六月七日水府老公より被進候御返書如左

昨日は貴書被下忝存候余程之雷に候處無御障令并賀候右雷の節も別書之清書認居申候扱云々御懇ニ被仰付候故朱書之通り相直シ來る九日ニ指出可申と存候故極々御内々右下書の分入貴覽候明夕迄ニ下書の分御返し可被下候是は同席故尾州へも爲見其節御傳言ニてなりとも否御申聞ニ

仕度候御返しの節御家來を以安茅の中へ御返し可被下候御内、此段申進候直ニ御火中〜

松越殿

潜

御廟算伺書 六月九日指出

過日

勅答の義ニ付 上意之趣も御坐候故上書いたし候得共實は 公邊之御懷合少も不奉承知一通り伺候迄にて天下之一大事を何くれと認指上候の元よりむりなる譯ニ候への登城いたし各方初之御存意并海防懸り人々之見込をも篤と承り候上とも存候處退隱之身分此節柄登城と申も何か目立候ての不宜とも被存又海防懸り之族を拙宅へ招承り可申共存候處是亦世評いかゝと存候ニ付無據認候間自然御不都合ニ相成候事と存候一牒御任セニ相成居候征夷府にて被遊候御事故

朝廷ニも御安心被遊候て御伺之通り御許容ニ可相成筋とも奉存候得共ケ様申拙老も御懷之義不奉伺候への見通し付不申宜敷共惡敷共實ニ認方ニも指支候得共況して於

天朝候ては被惱

叡慮候も御至當之御事と奉恐察候扱先日差出候書又ニ而は於公邊御不都合ニ相成候との御事にて認直し候様にとの義承知仕候何分ニも公邊御都合よろしき様認可申義に候得共御懷合相分り兼候への彼是懸念此度之儀の 日本御一大事にて不容易誠ニ以而御案し申上候故愚意安し兼候件々左ニ認内々各方迄申進候然處口上と違ひ書取候への何とか角立殊ニ不文にて筆廻り兼候への過言ニ出不敬ニ涉り候様之義も可有之候へ共畢竟 公邊御爲を深く存入候へのこそ不憚忌諱認候にて

徳川家御不爲ニ相成候をも傍觀致居候心得ニも候の、素よりケ様之

事も不申出候間其段何分御海怒にて各方并海防懸りの勿論何御役人
迎も天下の御爲不存者の無之候得兵廣く御懸にて御廟算之處伺申度
御廟算伺候上は公邊之御爲日夜憂苦致候處御安心申候故何分御都
合宜様可認候への御繁多への可有之候得共否御付札にて成共早御
答待入候也

六月九日

井伊掃部頭殿

堀田備中守殿

松平伊賀守殿

久世大和守殿

内藤紀伊守殿

脇坂中務大輔殿

水戸隠士

二白公邊御爲の則天下の御爲可被奉安

叡慮との御譯にて御廟算伺安心仕候上には各方初御相談の上案文被
下候而も宜敷早速認候て可指出候天下の御爲徳川御爲候への恐存
無他候不盡

一 舊冬墨夷よりの申立應接の上條約御取極に相成交易之利を以御武備
御整可被遊御趣意之様にも伺及候處此方御武備御手厚キ上より御初
に相成候得は交易も御益に可相成候得共此方御武備も御手薄に付彼
が願意御破り被成難く無御據御初に相成候交易に而は御益之處も如
何可有之哉最初御益の様にて追尚又彼を追深く喰入申候と交易の御
益を以御武備整候と何れか早く可有之哉御廟算有之度候事

但ケ様申候ての交易の一切不宜候と申様聞え候へ共左様への無之
方今之勢二百年前通り鎖國との相成兼候御義にて交易も無御據候

共主客之勢を不失様致度と存候尙又開港之場所にて賣買之爲彼我より商稅御取立にて五十萬三十萬之運上上り候の御益之様候へ共外國へ必用之品出候への内地之品の少く相成候への價貴く相成の必然之勢有之左れば内地之者の益窮し候故一旦上り候眼前之御益の兎も角も日本國中窮し候への矢張公邊之御不爲に至り可申哉存候への被より交易を大きく御開之義申候へ共拙老愚見^{ニ脱カ}ての幾重にも小さく致し置度事と存候尙又必内地之品を以交易不致候共他邦より持來り候品を又他邦へ送り利を納候術も有之よし候へ共主客之勢を失候而の御行届之程いかと存候

一夷狄の願を御濟せ無之候への各國申合攻來り候も難計との義候處口にての直に攻かゝり候様にも可申候へ共話にて聞圖にて見候計に而の容易に内地への入申間敷哉當分平穩に致居候共直交易邪教等にて内地之人を懐け地理人情を暗熟し候上兵端を開候の彌危ふかる

へく候間御廟算有之度候事

但切支丹本尊之儀の子供へ乳を與へ候も又礫に相成候も有之よしにて外見の大に相違候へ共其術に至り候ての同様にて先年渡り候の幻術を行候由候へ共右幻術の方便の爲にて此方にて折々僧侶山伏杯狐を使ひ祈禱にしろし有之とて人を欺き候位之事にて方今の開け候への少くも志有之候者の右幻術に欺れ候者も有之間敷候へ共追々邪教を以諸國を奪候の金銀財寶を初總て自國の費を不厭持來り人々與へ又の病難の者への藥を遣し謝禮を不受杯申如く表面の仁惠と見せ候への一ツも咎め候事も不相成仁惠と存候て人々も歸伏致候處半過なつけ候上への彼より大軍を渡し内地の者右に應し候て其國を奪候故甚易く被奪候よし其國を奪候上の最初に遣し置候金銀等皆自分物に候への費を不厭惠に候よし故此處早く御洞察にて日本も右様不相成様被遊度

存候

一 ミニストルを指置候儀萬事を統攝し外國事務宰相へ直掛合致候旨申候處右様相成候ての貿易等外國へ拘り候他之事にても彼等か不便に存候事の如何様にか辭を作直御變革を願候様にも可相成後害不可測候滿清阿片之亂も北京ニミニストル居候の、扱方も可有之旨申立候へ共滿清にて北京へ不指置所にも亦意味可有之候への得と清國之處置を御吟味之上に被遊候方可然此度直ニ御定めと申も如何可有之哉得と御廟算有之度候事

一 數港を開く事之願の墨夷計ニ候哉又の諸夷來り墨夷と同港にての指支候杯申出候節の又別港を開き給ふ御調ニ候哉昨年十二月御渡之御書付案ニ此度の條約願ふ者ニ及ぼさん云々と認數へ擧たる國十餘國有之所共國より昔來る日に至候ての別港又ハ萬事願出候は指見候事と被存候 若左様にも有之候の、

公邊御領之港之外の御許無之と存候へ共其願ニより諸大名之領分中

之港迄も御引上ニ相成候御含ミ可有之哉右御引上ニ相成候上は其代地は其大名難有奉存候程ニ被下候義と存候處港之御益の申さは御當坐物土地之御益の永世之御益に候への多く右之類出來候は、追而公邊之御損ニ相成申間敷哉夷狄にて好候程之港の船繋り等も極てよろしき港ニ存候への領主も惜可申又の領主ノ自分にて交易致候の、人々もより可申候へ共如何様の弊可生も難計扱又數港を開きミニストルを置直交易致し切支丹寺を立内地之人を懐け置諸夷申合四方八方より一時ニ起り立候の、其節の餘程御手張ニ可相成哉と懸念致候處右様の節の御廟算有之度候事

此節道路之説にて承り候への蘭夷より兵庫と下關へ港を開き貿易を致し且兩港之間にて海軍操練の傳授を致度旨願出候との事實否の元より不存候へ共數年服從の蘭夷すら右之勢に候への諸夷各一層上ノと願立候の必然ニ可有之候此節諸蠻の何レも

墨夷の御扱を如何と熟察致居候半と存候處墨夷御處置御決し之上への諸蠻よりも色々難題申立候は眼前之義ニ有之拵諸蠻内地へ入込候上の一墨夷を御處置被遊候よりは益六ヶ敷候半申迄も無之事への候へ共甚過憂いたし候

一 邪教拜處之義も夷狄之商館中へ立置夷狄のミ拜し候の無御構との思召ニ可有御坐候へ共近來切支丹の邪教への無之と申説蘭學者共申觸候への諸大名初心得違

公邊にて踏繪の御廢し切支丹拜所建立の御許相成候故惡敷ニは無之杯申様ニ相成追々信し候事ニ至り昔の大友小西の如き者出來其節ニ相成不宜と御心被爲付御禁し可被遊と思召候ても御行届ニ相成可申哉否信長杯も後悔致候様子ニ候への篤と御廟算有之度候事

我國にて罪ある者右商館中之邪教所へ逃れ入候者等出來指出候様被 命候節一命御助け被下候への指出可申杯申事ニ相成夫を

強て罪し候への却而外國之親を破る杯申様之義ニ至候への刑を正し候事も不叶右の罪人の夷狄邪教寺の恩を以て命も助り候とカ申事に可相成候への益邪教傳染之患可有之哉と其心配致候今惡

之者死刑ニ相成候てさへ惡事致候者有之況本文之通り又は彼船へ乗セ連行候様相成は益惡者ハ不恐多出來可申歟

一 遊歩之事も開港之地のみにも候への可然無限所々遊歩と相成候ての必突當り出來可申のみならず内地之模様も相分り後害多端ニ可有之候交易さへ出來候への開港之場而已歩行致候て隨分彼か養生への相成可申候への豫め後害無之様御廟算有之度事去ル寅年横濱船中も種々歩に相成候への色々突當り出來可申歟

一 交易御初ニ相成候への此方々武器類の勿論武用ニ相成候品の一切不遣彼々の大小炮銅鏡錫鉛とたん并有用之書籍之類のミ御取入武器ニ無用之品の一切入さる様被成候への彼か膽ニ響き候故何程表向への平穩ニ被成候而も夷狄も恐れ可申仮令表向武を張様被成候共無益の品

を入れ有用之器械産物を被出候時の彼か侮を受け可申候への蘭夷之
交易迄も右之趣ニ有まほしく御廟算有之度候事

本文之義何程嚴制御立相成候而も直交易御許しニ相成候ての必

奸商共より濫出之憂可有之候 又銃ニても六連八連の小銃の如きは海防
之用ニハ不相成内地悪者持候への以の防

と存候御
禁可然歟

一ミニストルを指置并直交易切支丹寺建立之義是皆人を懐け候術にて
此三ツの彼ニ在ての尤肝要之術我ニ在つての尤以大害と存候只開港
之場へ船を寄交易致し双方之有無を通候迄の害も薄く候へ共右三ヶ
條の 日本を奪之術顯然ニ候間自余之儀と違此上再三御申立にて
朝廷ニても御許容被遊御取掛相成候ても能御摸通りニ可相成哉否何
共見極兼候仮令御取掛相成候ても萬一御六ヶ敷相成候への内地之人
の不奉服外夷の強而申立候様相成意外之奇禍を醸し候半苦心ニ不
堪候一寸其一端を申候への邪教寺の事等の内地之僧侶初六ヶ敷候半

先年夷狄防禦之爲梵鐘を以大小炮ニ被遊候との義の御正道にて官符
迄も被下候處夫さへ出家より云々にて今以其儘ニ相成候の全く僧侶
騒立候得の檀家迄にも及候半との御懸念と推察仕候處右様 日本之
御爲を不存無分別之出家共の論に不及候得其中ニの御正道相分り候
者の出家たり共左のみ惜み申問敷候處夫すら僧侶云々申候への官
府にて被仰出候事さへ行はれずまして切支丹之義の

東照宮御初三代將軍家之御英明にて後來迄をも御見通し被遊御嚴禁
被仰出神官及八宗へも嚴重被命居候事ニ候へは萬一諸山合躰にて蜂
起し強訴等いたし御取上ニ不相成候への邪教寺破却杯申事ニも至可
申左候時の大小名ニ被命候歟御人數を以御取鎮も可被遊候得共其上
ニも命を奉し不申節の事ニ寄是非干戈を用候事ニも至り候半其節の
僧侶ハ戦争ニ相成候てハ勝利無之共兵端を開き候位の事ハ可致扱又命を奉し不申ハ
不届ニ候へ共夷狄の願より事起り僧侶たり共 日本の人を被殺候てハ如何のもの
御に可有
御坐哉

朝廷ニても再三之御申立故 御許相成候へ共如何いたし候哉 御察當ニも相成候ハ公邊之思召トの大ニ齟齬可致哉と推察いたし候されハ只今之中幾重ニも御廟算有之度候事

一 廿年前ハ拙老事横文字學之流行ハ切支丹之媒ト申置候處果して追々の様子を見候ニ横文字を學候者ハ切支丹を惡しきトハ不存様相成候乍併只今と相成候而ハ一圓ニ止候事も相成間敷候ハ蕃書調所を二ヶ所に被遊 公邊ニて御用ニ相成者何人と御定當時之天文方之御に
扱ニ准シ可然歟 兩所之蕃所調所へ御指置たとハ東の調所ニて和解致候分西の調所ニて改西にて和解致候分東にて改ると申如く致し和解出來候ハ原本ハ不殘御目付方へ指出し燒捨と相成右和解書ハ板に被遊又大名ヨリも蕃書ハ不殘指出させ和解被仰付原本ハ即御燒捨指出候丈の御報ハ相應に被下置可然扱又大名ニも家に應し二人とか三人とか洋學者ハ人數を定猥ニ不學様被仰付其他長崎等譯官之外天下之人ハ洋學致

し候儀御禁しにて可然候如何となれば豪民等洋學を信し萬一野心を生し夷狄と申合候者有之時ハ實以不容易天艸之亂ニも繼可申候得ハ早く御禁可然御廟算有之度候事

一 一体夷狄を近付不申様ニと有之 東照宮御始御代々之御旨意ハ御正道に有之右を御變革御近付と申ハ當時不被得止よりの御權道と奉察候ハ内地者ニ不服之者無之トハ難申萬一内より事起候時ハ御扱ニ御指支之義も出來可申哉左候得ハ内憂外患何れか早く可有之哉御廟算有之度候事

本根實し居候ハ假令夷狄ニて兵端を開かんとしても直ニ内地ハ入候事は難かるべく運米を妨げ又は離れ島を奪候様之義ニ可有之其節本根無恙候ハ枝葉ハ被切候而も又本根より萌芽を生し候道理ニて内さへ整居候ハ施策も可有之候へ其本根傷居候而ハ繁茂之期は有之間敷候されハ今之内本根御培養之御手段ハ

らまほしく候

一 墨夷始諸夷よりの願追々御濟せの上は萬々一
朝廷より品々御好出候も難奉計候所防禦之御手當御行届々不相成程
之御砌夫も是もとの難被遊義勿論々候へ共御上洛杯の如きの君臣之
大義にて

東照宮御始度々被遊候御事にて夷狄之願の御先例無之も御許御主君
より 勅命の御先蹤有之事も御断とも被遊兼候半又諸大名よりも種
々願立可有之も難計旁御廟算有之度候事

一 御大變革御ケ條之事總而日本御爲宜敷様御變革の御尤々候得共夷狄
之願々より萬一枉て彼之爲に重キ御祖法迄御變革も相成候義々而
は大名共も自分々の勝手々相成候義願出候も難計前々も認候通り
天朝よりの 勅命大名より歎願も御義理合々て無御據御濟せ無之候
ての不相成様可罷成所右々て公邊御爲如何可有之候哉御廟算有之度

候事

一 被奉安

叡慮候御義たとへの紀淡より内へ入れ候義并鳥羽邊の
伊勢神宮へ近く候への是等をの幾重々も御断々相成り五畿内近くは
不參様々被遊ミニストル指置直交易切支丹寺建立杯の代りに無御故
障場所にて一二港位の御増々而も前文御濟せよりのまし可申哉右様
相成候而も彼か益々相成候事の數多有之候への彼より兵端も開き申
間敷候尤御答遅々致候への催促かてらに闇夷杯誘來候も難計候へ共
夫々恐れ後害々相成候事迄御濟セ相成候ての尙以御威光々拘り候へ
の不成事の不成由幾重々も御断可然候能々御廟算有之度候事

人心不居合候への居合候迄の交易一通り而已々致し十五年か廿
年の後人々交易之利を存候への居合可申其節兎も角も可致と期
限を延し其内御武備御手厚被遊候義肝要々可有之候且應接之模

様ニより汝ハ萬國普通之法ケ様ノ又世界萬國ニ例無之杯種ノ申張候得共第一合衆國ニテ大統領之位を年限を以て輪番ニ勤め候杯も萬國之例ニ有之間敷我國は封建ニテ土地も大名ハ預ケ置候事ニテ交易の利も萬國の如く廣く致候事ニ相成兼候杯其場ニ臨み斷り方ハ何程も可有之哉に被存候杯又御斷之節彼直ニ屈服致候ヘハ咎無之候得共定而令更右様御斷ニテハ本國ハ復命致兼候杯申張候ハ指見え候事ニ候間其節ハ汝ハ主命を重んずルハ尤也併此方も亦主命故斷り候外無之併汝ハ志も御察被遊候間本國ヘ御使被遣候汝ハ主命を辱めたるニハ非ず此方ハ此方の思召を以て御斷ニ相成ニ付無心配引取候様被命アメリカヘ御使ニテ御斷ニ相成候ハ御威光も相立ハルリスヘも面目を不爲失旁可然被存候杯其御使ハ至極重任ニ候得共數萬の御旗本ニハ其任に當リ候者數多可有之候ヘハ非常に御拔擢御任ニテ被遣彼ヘルリヤ

ハルリスの上ニ出候程ニ必死之力を盡し候ハ彼も承伏可仕主客の勢も定り可申哉

一古き記録を見候而も秀吉ハ勿論 東照宮にても 朝廷ハ殊の外御親敷被遊 台徳公ニも姫君迄御入内も被遊候得ハ御親敷事と奉恭察 大猷公迄ハ御上洛も被遊候處其後ハ如何様之御意味合カハ不奉承知候ヘ共御遠々敷相成候處何分 朝廷を御尊敬且御親敷被遊候方 公邊之御爲可然と乍恐奉存候杯 又京坂之御備ハ何卒御手厚被成進候様致度候只今之姿にて萬一明日ニも如先年夷狄大坂ニ乗入り内地を劫し候爲大砲にても打かけ候ハ於

御所江戸ヘ被仰進候御間もなく直ニ大名ヘ可被命も難計候處左様相成候而ハ 公邊御爲ニ不相成候故先つ近畿之大名ヘハ被仰付非常之節ハ早速人數指出次第ニ寄主人迄も出馬致候様被成置又畿外ニテ

も程近き者への模様ニ寄人数并出馬も致候様御達ニ相成洛外河攝より入口二三ヶ所も陣屋御出来常に番兵指置候様杯被遊候方可然哉奉存候尙宜敷御勘考ニ致度候扱右様大名へも兼而御内達有之萬々一之節の右御内達ニ相成居候大名へ直ニ所司代より夫々相達候様ニと申奉書を兼て被遣に相成居候の御手の廻り候處を於
 朝廷御満悦ニ被 思召候半左候への火急の節も
 御所々直ニ大名へ被 命候様之御不都合之義有之間敷存候間早速御廟算有之度候事

右件々憂慮の餘り思出候まに、認候素より倫次もなく体裁も無之候間其文を捨其意を御汲取ニ致度候此他繁文縟節を省き太平之習俗を一掃し武備專一ニ御仕向
 天下之人心を一振致候事等短文ニ盡し難候故全方今差向の所を致愚慮候

堀田閣老ト
 對談

源をにごさじと思ふ人あらて

たれにかいはむ水のこゝろを

一、此夕堀田備中守殿へ御出ありて京信の有無御問合ありしに西城の御事の何の御沙汰もなけれと條約の事の申來りぬされと是も大老伊賀殿が一見せられたる迄なるよし御養君の御發表も十八日の御内定候へと京都の御返事によつて耽と御取極めあるへきあり
 上と大老の焦るか如くに御急き故御支度も更に調はす萬に御不都合千萬なる由此頃淺野泉州の轉役も大目付の撰にて態々御呼下しとなりたりしに正論家あればとて前日になり伊賀の物數寄にて小普請奉行とあり竹本長門も直言すればとて御先手に投げられたり制度の事杯も申出せの伊賀か怒つて押付る故又申へき辭もなしと云かひあき事の歎息のみ申上られて御依頼となるへきふしもなけれ此日は別に仰する事もなくて御退散ありしとぞ

一、此夕水野筑州の呈書并御請あり如左

前略扱は此度之一條彌來ル十八日發表之趣ニ極密風聞承及相違無之被
察申候當日御入用之品ニ并御座所向等來ル十五六日限ニ出來候様急速
向々へ御内沙汰有之大急き之様子ニ御坐候彼地を御挨拶不申來候而
右日限ニ相成候而も御發表ニ難相成との説も御坐候得共邪推致候へ
例之一党を何歟彼地へ之手段を可構も難計と之懸念ニ而左様ニ申唱置
突然相發候秘策も難計就而の其已前神風吹候事ならば吹來らす而の六
日之菖蒲と奉存候間最早御承知との奉存候得共傳聞候へ、早ニ申上候
様豪御内命候事故極密不取敢此段申上候尙右之御含ニ而可然御賢慮被
爲在候様奉存候將又紀礎へも内ニ偵探仕居候へとも不分明ニ御坐候尙
相分候へ、早ニ可奉申上期日の義市街ニ而の申唱候程之處頻に秘密と
相成居其傳聞を嚴敷探られ候と、風説も候故私を申上候儀の申上候
迄も無御坐候得共必御他言不被爲在候様奉願上候下略

昨日御内書被遣しに付而の御請

前略 桐樹之落雷無之御遺憾乍恐竊ニ暗合私の尙其他兩三樹へもと存
續候御一笑奉願上候然るに左の無之牛込榎町之商家傳通院境内讚州
小石川屋敷之長局へ落候由の儘ニ承り榎町ニ而は土藏の梁木を建置
候を裂折候由僕も見受候者御坐候讚州ニ而の兩人怪我有之趣可憐事
ニ而何事も齟齬多く歎息仕候今曉四日切御差立内府より彦老云々敬
承不相替御配慮之程難有存續候從近衛尾へも又親玉へも云々いさひ
御密旨感銘右等之次第ニ而は一挽回ニも可至哉と少敷愁眉を解申候
乍然 天旨ニ而も相拒み可申と唱居候形勢殊ニ最早御内決ニ而の定
て彼亭へも何と歟御密旨も出居可申儀加之本君云々之頑意も有之旁
以籍紳家の申來候迄ニ而の中ニ行届申間敷斷然 天旨出候へ、他の
夫を輔翼之如くに相成候様仕度事歟と奉存候此一舉の實ニ至大至重
不容易事柄ニ而是を過候而の最早挽回之頼ニ無御坐事故何卒十分押

貫候様猶御熟考御周旋爲國家奉懇願候尾之引直し水老共未出來不仕由の聊御樂ミの趣御尤ニハ御坐候得共廟議之形勢右等ニ不拘神風迄も押拒と内決哉ニ被察候得ハ前文之如く申上置候

一岩永兩人左子ハ談話有無未御承知不被爲在今日毅負永ハ呼迎候由其頃話候ハ、拙ハも密話尙可申上旨拜承兎も角も先方ハ咄無之候ハ、拙ハは見合せ置可申候老公へも御激論御勸めも被爲在候得共只ハ御弱リ之御様子之由萬々恐察如貴命櫻樹氣力有之候ハ、如斯ニハ至る間布實ニ切齒扼腕之至御坐候下略

鶴殿民部ヲ
以テ内狀探
訪

一官醫岡種仙院法印ハ石河土佐守殿の親族にして鶴殿戸部の聲なりされハ戸部ハ法印によつて土州に手寄奥向の内情を探索セハ法印ハ土州無二の入魂ニ而晝夜となく出入する由あれハ密議を聞出す事なる間布にもあらねハ師賢戸部の所へ参りて議り見よとの仰なる故此夕戸部の許へ参りて仰の次第を申述たるに法印の外にも思ひ寄たる筋も候へハ承り糺して

申上へき由を申されたり扱物語せらるハ余も今は傍に在て見聞するあれハ廟堂の有様も此比とありてハ以之外に思はるハ、伊賀殿かくてあらん内ハ静に成へからず別而諸侯の望みに背きたる人なれハ御爲如何そやと危踏るハよしなと物語られたりけり

水老公へ返
書

一六月八日水老公ハの御返書を安島彌次郎迄持参して指出したり如左

昨夜之尊書謹讀仕候先以台候益御清泰被成御起居爲天下奉恐壽候陳は過日も不願憚出位之義共及拜陳候處夫々御聞届被下縷々御垂教之趣拜承奉感謝候則閣老迄御差出之御別紙拜見被仰付御持論御主張之趣乍憚御尤ニ奉敬服候勿論別段愚衷も無御坐候ニ付直ニ奉全趙候御收手可被成下候昨夕も櫻閣へ罷越段々密話承候處養君之發表ハ十八日比之由乍併是ハ從

京都之御返答次第との事と奉存候其外大御變革等の儀も承候へ其中ハ廟堂之景況左様ニハ不至些之變通も出來そふに無之只因循のみニ消光

櫻も殊の外歎息之趣ニ御坐候不相替硬直を厭ひ候趣ニ而淺野中書も大
監察之撰ニ候處前日ニ相成俄に小普請奉行と相成御小姓頭取竹本長門
守も何か直言いたし候由ニ而御先手に轉遷之由此等之次第ニ而方今之
廟堂御察可被下候今度閣老迄御差出ニ相成候共於閣老御返答申上方如
何可有之哉何分御差出之上の思召ニ應候處迄御反覆御詰問被爲在候様
仕度奉存候程ニ御坐候過日も申上候通衰運とも可申御時節尋常之事ニ
而は御裨益も有御坐間敷御儀と奉存候尾州にも御相談之趣御尤ニ奉存
候河卒同公今一際御振勵御盡力相成候様仕度儀と奉存候右再答如斯書
外其内可申上候恐惶謹言

一、今朝伊達遠江守殿へ御内書被遣候處夕方ニ至り御報如左

密貴翰謹披仕候雨後凌能御坐候先以愈御清迪依舊乾旋坤幹朝野御爲被
爲竭神籌候御儀恭悅奉感頼候扱昨日櫻御應酬之次第委曲御密示被成下
深々忝奉存候併何分櫻權力如錦不足頼痛歎百層仕候○薩家來申上候

小島と局密話之趣是新聞ニ御坐候相替候事候への内々小の島か可申越
筈相成居候處何事も不申參候の如何と存候扱愛牛林甫との争意不可知
閣下御推考愛牛 京説ニおそれ隨從いたし候處林甫姦策確乎不動故云
々ニ相至程の難計候へ共全左様とも難申其因の實兄山口丹波守義を愛
牛退出の同伴歸邸之末牛之懇意委曲申合昨日説客として丹波弊堂へ差
越申聞候次第の先日以来と同主意只何分糸己ニ御決著の方ニ相成候へ
共右ニ付屈心失望杯いたさず依舊竭忠謀候様可致旨御儀納得候の、閣
下容堂子へも尙又御説得可申との事直ニ可申述候處暑熱の候迷惑ニ御
坐候故丹波守を以云々との傳言に御坐候此返答の委曲承知いたし於僕
の乍不及

天朝公邊御爲只一存詰居候故死を不願況寒暑云々更ニ不厭儀何れ罷越
返答可致と申置候右之處にて考候而の一席争論いたし候而も糸己之義
桐姦説を難破結末

上意も決紀と被仰候而確乎不可扱ニ至候故又爲念云々丹波を以申越候
哉何分晴陰不定之天氣とも不被察候故今夕參候も無益と奉存候間參候
儀の相扣申候二日容堂兄より之急檄之義鳴りをしつめて相待居候外無
御坐と奉存候其内是非〱爲探索參候様にとの賢慮も候て明朝參候の
被仰下度奉存候恐々頓首敬白

八日

御端書忝奉存候尙御自重專一奉存候十一日彌御光駕之由奉謹承候土兄
ニも尙可申遣候今朝即奉復可仕處佛參出懸不能其儀夫々野父方へ要用
ニ付罷越候故肩輿中揮筆別而乱略布字伏而仰御判讀候已上

一、六月九日今朝伊達遠江守殿大老へ御出あつて夫々直ニ磐邸へ御入りに
て大老の邸に於て御對話之次第御物語ありし趣の大老も已ニ伊賀殿の險
邪を悟り伊賀に賣られたりと怒り言られて御養君の御弘めも濟たる上に
ての引籠られんとこの事なる故遠江殿夫にて御爲に成るへきにもあらずし

大老、字和
島侯ニ對し
て松平閣老
ヲ罵言ス

かし姦人を除かん方こそよからめと御勸めありしかは大ニ御同意にて伊
賀殿の奸狀種々物語られける内ニ大老の持論南紀なるを知つて己か方人
にせんとて推舉ありし事なれ初程の程の懇懃に敬待ありしに近頃に至り
ての我儘の異論を出して余を壓へんとするも 西城已に南紀に決せる故
にて言語道斷の佞奸なり此頃御庭番の上書御下ケありしに己レに不利な
る事あれのとて一人して披見して濟せし事杯の以の外なり備中杯も威勢
に恐れ閉口し笑止千萬の躰あれば彼レの惡を發きて罪を獲せしめん事の
何の難き事あらんと牙を嚙んで憤怒せられしとそ二日台前の議論の條約
の事にて西城の件にあらざる由西城の南紀に決せられても不相變忠誠
を盡さるへきよしをくれ〱申されて公へも傳へ申さるへき旨を依頼せ
られたりとそ

一、水老公御請御建白御引直しの事閣老衆へ御相談の御書面となりたりし
故今日堀田備中守殿へ左之通り被仰遣たり

過日は登館緩々拜顔大慶爾來御清安奉壽候陳は水老公御建白引直之儀
先日中々毎度以書面御懸合仕申候處御引直し御認之儀御承知有之依之
少々御不審之ヶ條被爲在候由故各様方へ從老公御直書ニ而被仰談候上
御引直し可被成旨昨夜申參候右各様へ御直書被遣候儀ハ昨今之内と奉
存候此段先日中々小子へ御内諭も有之事故一應右之趣申上置候左様御
承知可被下候恐々不具 六月九日

尾公、水當
ス件ヲ示談

一、六月十日今日御懸合の上尾張殿へ御出あり 公も此度は胡越同舟の時
勢ともなりたれの深く御工夫あつて御對話あらせられしかの納言殿も御
會得よくて姦を除きて西城の御事を御挽回あるへき事抔悉く御同心にて
御盡力あるへきとの御事よし昨日巢鷹御拜領の御禮として御登城あり
しかの大老へ御逢にて刑部卿殿の御事を半時計御説キ付なされしかと承
引くへき氣色にも見えさりよし猶御熟考ありて御鼎力の御心算の旨夫
ニ付ても水府當納言殿の御舉動何とも御心得被成かね候ハ伊賀殿へ毎度

御逢にて御閑談の御様子刑部卿殿の西城へ御入の事を御支へある趣ある
よし紀州へ御入にても宜しからぬ由御申故是ハ尾納言殿も國持にあらせ
られなハ幕府の藩屏として天下の重鎮なるべくと御勸あれと更に御聞入
れもこれなきとの事にて尾張殿にも大ニ御歎息なりしとそ薩藩の鎌田出
雲堀忠左衛門等の事も御物語あつて有志の程御感心なりしよし 公も水
當納言殿の御事ハ兼而御心にかゝりしかと紀州の事迄御妨げあらんとハ
思召さゝりしをと御大息あされしなり

師質云水戸當中納言殿の伊賀殿と御懇意なる事ハ彌次郎抔も何事やら
ん更に知られず彌次郎等ハ知らせ給ひて御手元よりいか殿へ種々の
賜り物もある由なれハ何故ならんか伊賀殿の手前にて穿鑿するやうも
なきかと頼みたる事抔もありしなり水府甲辰の國難ハ此殿御十三歳の
御時なりし故爾後奸人の手に御成長あられし故御心さまも眞直ならず
愛を御双親に失ひ給へる事も少からず一橋殿の御純孝に比してハ天淵

の差違なる故老公も殊更に一橋殿を御寵愛あるを深く御媚疾ありて一橋殿の西城へ立せられての御自身の御威勢の壓され給はん事を恐れ疾ミ給へる故彌次郎杯も一橋殿の事を周旋せる事の此殿へ聞えたらの内亂ともなるべき兆しあれの痛く隠密せるよし竊に語りし事も有しなり。橋公紀伊の御家へ被爲入なの御家柄も水戸の上に立セ給ふ御事故忌ミ嫌ひ給ふあるへしと公も時の不祥を御浩歎あらせられしなり

一、昨九日夜淺草並木町木戸へ張付有し檄文今朝町奉行所へ持參訴出たる由如左

抑慶長年間より昇平貳百五十年之今に至迄萬民 徳川家之御鴻恩ニ浴せざるはなく然ニ近年之士風農人御恩澤を忘就中重き御役人を始都而之役々其身の權威にはこり表ニ仁義を飭内心私欲を構只安逸而已事とする。東照宮之御遺命ニ背穢神國之儀を不顧異人御府内ニ呼寄長々留置所々見物等爲致右等悉 叡慮ニ不叶風聞も有之京師を可奉打内評專

之由右之次第ニ而國を賣るの賊とも可申夫而已ならず今度御養君御取極ニ付而も甚敷奸計ニて取行國家之安危をも不顧御連枝に賢明之君と天下一般奉渴望御方各被爲在候な脱カいまた辨別なき御幼年之御方を御養君ニ相立唯銘々權威をほしいまゝに可致惡謀顯然たりといへとも大諸侯さへなつむ時節上の天より征伐下民ニ被命候事と心附候間我々五十六人申合日光へ詣て謹て

東照宮ニ奉捧靈箋蒙託宣候同志之族四千五百人及ひ加るに高田馬場道灌山貳ヶ所に勢揃致置御役人を初其外營中之奸人等悉誅罰致夫々日光中禪寺へ楯籠諸人之困苦を救遣す積り若事不成時の五十六人引受其餘之族への決而難儀不掛候間報國忠義の輩の必合圖を待馳集人數ニ可加右之趣尙京師へも投訴致置候爲ニ

柳營京詰役人之内への北條の例杯と申族有之由ニも相聞候得共北條は終ニ亡ひ足利家も初度獨立之戦ニは不得勝利再天下戰爭ニ開運致候に

而知るへし 神國の尊きの都而敵亡ひさるはなし 徳川の御家へ不忠
至極是以天に代り征伐時を當候間不可疑者也

一、六月十一日岩瀬肥州左内へ之來書如左

前略新聞有之付猶又瓶子可差出旨諾今日は外御用ニ而瓶御城へ不罷出
候間明日にも可差上候愛牛の逆鱗の定而條約と相觸候事ニ相察候○昨
日は愛牛と錯遷と 天帝に謁し其後又前之二名別世界之密話あり其後
又錯と條と別世界に話ス不知爲何事○一昨日は段々御厚志千萬感謝
、巧閑は知幾之良謨ニ候得共唯遁逃之策に出候ての自ラ省み愧怍ニ堪
す因テ後圖劄子ヲ奉り海外之交際貿易之大綱等を論シ是を以て絶筆と
可致哉と此頃兼而考居候事ニ有之左スレハ譬へ斧鉞に罹り候其後に其
事被行候へり則其事を自ら執るも同様にて神明に對し聊申譯も可有之
と存居候○又一兩日以來北海巡視之命有之哉ニ竊にひき申候若果し
て然ラハ前の劄子を奉り候而一端北地に走り候方至極可然と存居候此

平岡圓四郎
茶ッテ橋公
告ノ意見ヲ内

節の例之痛所甚不出來にて實の其役大ニ不都合候得共總而天ニ聽セ愈
其命有之候は、振袖急發之積ニ御坐候下略

一、六月十二日平岡圓四郎來つて云へるの昨日於橋府段々時勢も指迫り殆
御大事ニも可及時節候へりとして頃日云々の次第共逐一ニ申上御謙遜も時
にこそよらせらるへけれかく相成候ての大御憤發ありて老公なれ越公な
れ御示談被爲在速ニ姦兇を御除キ賢才を御薦あつて天下の爲に大策を定
めらるへき旨を奉願しに聊の仰に申所は道理至極せりさりなから夫と
見えたる事もあきに皆黃なる寡人等か言擧げすへき時との覺えす萬一に
も條約の事坏指纏れ幕府の罪を 天朝に獲させられ御家の御瑕瑾ともあ
りなんに其時こそ兩卿の立場なれの憚る處あく申出へき事とこそおも
へ今の程の猶見てあるへきなりと更に御心を動かさせ給ふ御氣色は見へ
ねと天朝に事あるか老公の御上とたにならぬ猛然として御勃起あるへき
御様子ニと物語れり

田宮彌太郎
疑團ヲ釋ケ

一、六月十三日水府藩菊池爲三郎の弟に永井剛藏といふ者あり是の水府の尾藩の永井氏に養子となれるか爲三郎も齊しく有志の者なり左内の許へ來りていへるは田宮彌太郎と殊に親敷せるか彌太郎も兼而公を戰を恐れて和交を勧め給ひ

天朝の御事の二の次に御心得あらせらるかと聊疑ひ思へる心なきにしもあらざりしに此頃となり漸く公の御誠忠無比なる事を覺りて日比は公の仰せ事なども眞實に請容れ依頼奉らざりしをいたく後悔せるよしを密告せり 公是を聞かせ給ひてさあるへしとの兼て知りたり今の陋見の角も折れたりとあらはいひ聞かすへき事おそれと宣ひて彌太郎召せとの仰せなれ其旨彌太郎へ申遣して參上せし暮近くなれりやかて御前へ召て 廟堂近來の景況共縷々被仰聞納言殿の水老公と御懇談あつて幕府の御維持三親藩の御責任此時なる由を御諭告ありしに彌太郎も感服して種々存念の次第をも申上約る處明日備中殿へ御出ありて備中殿の口氣

勅答ノ件ニ
ツキ建白ヲ
堀田閣老ニ
呈達ス

をも可被仰進なれ其模様により納言殿御建白被指出候様可申上將除奸の御策の水老公へ御相談の上取計ひあらん様申へき旨御請申上て退出せり

一、六月十四日今朝堀田備中守殿へ御逢對御持參御指出ニ相成御答御建白如左

勅答并御書附の趣仔細奉敬讀候外夷御處置之儀追々不容易ニ付深被爲惱

宸襟候條何共奉恐入臣子之情唯々不堪痛歎奉存候乍去被爲於公邊候而の假條約御取結之外御處置被遊兼候御含之御様子は又時世變替萬國形勢一轉仕候義御坐候得の隨分御尤之義奉存候併當今外夷之御處置は實以

神州の御安危ニ關り候義ニ御坐候得は何卒

叡慮之處厚御熟察被爲在永久御無難之御籌策御取極奉願度義ニ御坐候

此等之重事切に掛齒牙候も恐入候次第に御坐候得共格別の降

勅も被爲在候御義御坐候得は亘旬經月沈思反覆仕候得共兼而及建白より外別段之所存無御坐乍併徒に噤黙仕候も却而奉背

聖意候様相當り申候に付不顧惶懼一二言上仕候畢竟外夷御處置に付候而は於

京都先第一彼之情狀逐一御洞察不被爲在候而は萬事御至當之御策も御立難被遊御義と奉存候間

公邊方も篤と萬國形勢和戰之利害等分明に被仰上其上に而御施設御坐候事當今之要策と奉存候何分内衆不和の外敵難防の古今同一の義にして當今之如き大敵外に乍在萬一内に於て

至尊と將軍家と聊に而も御嫌疑杯被爲在候而は列候も自ら心服不仕義に有之御國內人心之折合も出來兼可申人心不折合時は良策と雖も大害

を惹出し候様相成可申は必定之義と奉存候右御根本相立候上は方今二百年來太平遊惰之弊風斬然御改革被遊

京都は不及申國々之警衛等嚴重に御處置御坐候て何時警事御坐候而も不指支様仕度奉存候元來外夷近年來舶仕候趣意の交易和親之儀相願候事に御坐候得共固り意外之變の豫め難測候上彼等何も百戰練熟之國柄に候得の御武備不行届候而は乍恐輕蔑之心覬覦之情を萌し可申歟と心痛仕居候守衛既に御手厚に相成候上は何分古代之御制度にも有之義に御坐候得ば唐國の不及申魯西亞和蘭其外歐羅巴諸州迄も英明非常之人物御鑒定被成御遣に相成候得ば一には彼之情狀を探得候而萬國之形勢も仔細に相分り可申又一には彼の所長之兵法火器等を戰鬪之方法迄熟知も出來且外夷之内にも何國の正邪何國の強弱と申事迄歴々相弁し他日御畫策之御助にも萬々可相成奉存候此義の既に御手晩に相成候事への御坐候得共今とても早急御決定相成和戰に不拘御施行奉願度候愈外

國へ間諜被遣候に付而は航海術の勿論水軍砲軍其他之兵技相整不申候
而は御不都合と奉存候然るに兎角今日之所作遊戯に流れ居右等の實業
相心掛候者至而少く候條過憂仕居候扱又海外之諸國方今之勢逐々土境
も廣り府庫も富候而日々赴強候勢に御坐候得は於
皇國尙更

君臣上下勉焉勵精圖治之偉風不起しての誠に奉恐入候得共遂に穢而
今日禽獸同然に指斥致居候外夷之爲凌壓可被致も難計と奉存候左候の
上は被爲對

天朝御代に様次の被爲對

東照宮以來之御代に様實に以無御申譯次第に可有御座私共は於而は此
專のみ深恐憂仕居候何分方今之儘に而無謀戰鬥難致の瞭然之事は申迄
も無御坐候得共専ら目前の便安を御考被成假條約爲御取替被成今後之
御處置御至當に不被爲在候而從來之御姿に御坐候得は和も亦不被行實

以後害之程難計奉存候今般厚き

叡慮も被仰出候上は何卒舊冬被仰出候通御大變革之御處置を以て御根
本御堅固に被成置非常之節御指支無御坐候上は御定策も被仰上

叡慮も御充分に御安着之上條約御取替七御坐候の、和親も必永久に相
傳

皇國は益富強盛大之御勢に可相成奉存候誠恐惶恐

六月

御名

前同時堀田
關老對談

右御落手済の上京都を御返答ありしやと御尋ありしにいまた何の沙汰も
候はすもし十六日朝迄に其儀おけれの十八日の御弘めの廿三日となるへ
きよしを申上らるもし京都を御名指の事なとあらん時のいかなるへき
やと問はせ給ふに僕も其事を申出せしにさる事あらんに御先格にも違
ひ御威光にも拘はる筋なれの御支度も已に調ひて今更御立替になりて御
物入も不容易譯を以御斷り可被仰上事ありと大老伊賀の申なり不束千萬

成心掟との存候得と指當りたる事にもなけれの其儘に承置候ひき京都所
司代御呼下しと承る是の何事にやと問はせらるゝに備中殿條約の儀を申
上させ候半とての事なる由惣而此比とかりての大老と伊賀の勢強く備中
殿の中に挟まれの殊に困窮ニ及はれ海防掛の面々も党論の名義に避易し
て口を閉たる事などを申上られたりとぞ

土州侯ヨリ
尾州情況ニ
ツキ内書

一、此日土佐殿の御内書を被進たり如左

然は昨日水戸藩之者推參腹心南吾面會其次第今朝承申候御心得之爲左
ニ縷述仕候○此節紀君ニ大抵決定より水戸藩中人氣沸騰藤森恭輔の尾
藩之腹心田宮某へ文通死力を出シ一橋公を主張漸同志ニ相成尾公へも
田宮の巨細申上候處大ニ都合宜亦御同意と相成十六日御登城の平常無
御坐候處當年の西一條ニ付態々御登城大老へ斷然一橋ニ無之而の不相
成と手強く被仰出是非其席ニ而勝敗を決候策之趣ニ御坐候此儀閑日候
得の拜趨奉申上度奉存候得共今夕の向築地ニ年老たる叔母御坐候其方

へ參候兼而約束都合次第ニ書不分明之件々の晩景南吾貴家へ差出申
候ニ付左内取負兩人の内へ面會仕候様仕度奉存候○先刻岩瀬の文通緊
要之事御坐候ニ付後刻平山謙三郎者差出可申候僕逢候様ニとの事ニ御
座候得共前文不得已南吾へ面會仕候様申聞候ニ付參候の、應接可仕と
奉存候此事も晩景貴家へ出候の、貴兄へ奉申上候様仕置候尤右之者日
暮に參應接隙取候の、明朝貴家へ南吾罷出候と存候先の右用事如此候
也頓首

晩夏仲四

二、白尾公之策彌決着之事の今夕か明日相分候趣に御坐候以上

尾公ヨリノ
返書

一、六月十五日昨日備中守殿御應接之御次第を尾公へ被仰遣れしに今日如
左御返翰あり

御細書致薰誦候如高論時下、氣の處陰晴不一今日は蒸暑難堪覺申候先
以愈御清寧被成御消光拵賀之至ニ存候先過は態々御來駕種々高論を承

り御蔭にて力を得候次第且彌太郎儀も御招被下縷々御教示御傳達之旨
逐一同人を申聞是亦委細承知致候當今之御周旋不一形義實に御心底之
程不外御察申候於拙子も乍不及苦辛は御同様不堪焦心候得共又機會と
申も有之既に夫々微力の相盡見候得とも更に成否之答も無之此上にも
無左と説破筆戰等及候而も只其議論は勝利を得候而も所謂鯨瓢にて
更に檢束之無之場へ陥り申候且第一
叡慮をも不採用候幕議にての迎も敵對は難相成結局の本壽公杯の御居
りも夫迄にての只彼等か風波を激候而已にて一も其事之不被行のみな
らす後害を生するに至り可申哉と深憂慮候事候櫻閣の御應答之御挨
拶も一々御洩し被下何分篤と心得居機會乘し施設可致候且又
天意をも伏藏致し外へ顯し不申節の取付へき糸口も無之旁即日運籌愚
衷を可施義見留無之かた／＼折角之御垂教をも隨兼申候此段不惡御海
涵所希候御答迄艸々

六月十五日

二白時氣御自愛專一存候以上

一、六月十六日今日午後俄に御招きにて土佐殿へ御出あり伊達遠江守殿も
御來會にて除奸の策を初種々大老へ御入説あらん様を御相談ありて其御
席を遠江守殿の直に御大老へ御出向と相成しとぞ
一、此日伊達伊豫入道殿を被進し御内書如左
一、翰拜呈甚暑之節愈御清安奉賀候然は其後は彼是御疎濶而已御仁恕可
被下候暑中御様子奉伺度如斯御坐候恐々頓首

六月十六日

二、仲時下御自愛專要奉存候扱此節色々御心配之筋甚六ヶ敷御様子歎息
ノ事々御坐候貴兄と而も種々御丹精被相盡候御様子時々悴方も伺奉深
察候何分にも此上之處も如何可相成哉過日井氏へ參候而及内談候事の
從悴申上候様申聞置候此上御賢考伺度今一度の井氏へも參り候心得

御坐候得共貴兄之御賢慮自悴相伺候上ニ而ト奉存候只今桐轉無之而ハ
後害深如何共可被成様有之間布極御大事切迫ト奉存候大井憤發薄困窮
仕候御賢考被仰示度奉希候頓首

一、六月十七日夕伊達遠江守殿ハ昨夕大老御逢答之御次第御問合ありし御
返書如左

宇和島侯大
老ト對談ノ
次第ヲ告ケ

拜讀昨日は於此君堂拜顔蒙御密教懇切感激仕候爾來愈御安康奉大賀
候扱愛談荒々左に陳奏

○京報一條如御教示寛猛取交せ及應接候處以

天意梁公ト申來候ても桐在職ニ而ハ迎も受付不申候此間も萬一その
様ノ事ニ至候ハト申事櫻發口ニ候處此間 賢兄へ櫻ハ被申述候通
リ之主意を桐申述作ハトふく 作も丸て被申解候ト申候故それなれ
ハ貴處様ハ

天意御遵奉ニ候哉ト申候處何分今日ニ至廢紀立梁トハ六ヶ敷又紀も

不伏ハ不及申乍然桐ノ申様ニ而ハ

天朝へ被對御失敬故御斷被仰上方ニ歸し可申云々故夫にてハ御斷之
振合計言上之末ニ耳相至大段至重至切之

天意御背反之罪は不可逃ト申候處何分此時ニ至

天朝々云々被仰出も御無理ありト申候故少々論爭致候得共例ノ不分
明にて相濟申候僕辨論不行届故ト慚愧仕候

○除姦の策決局之處

君前に而云々昨申上候通存詰候丈申聞候大に落合聊馬力位ハ付申候
只今明日申言上トハ難參至難之事柄故何分加愚考候趣ニ而候且百里
見込之通賢兄御參謀之儀も以鈍弁申談候處至而同意ニ而候併其儀申
出候時ハ姦桐直ニ何故云々やと氣付候而已か迎も賢兄之儀申出候時
ハ同意不致計に無之却而賢兄御爲ニ不宜當時誠忠無二依頼存上候賢
兄之御義不爲ト存候而又不出來之事ニ存候上ハ口外不致方ましにて

賢兄御取出し申候勢有之候ハ、除姦桐之儀ハ無心配と申聞實可憫之談御坐候

○京御使も酒井と内々愛牛ハ存居候處姦桐彼ハ寺社時分熟知ニ候處迎もいかんと申拒み候由其實ハ桐實家姫路と若と不和有之若洲効黨有之時ハ勢威相並候事忌嫌甚敷又作へも若立効候て作が敗軍の名綱増可申云々解付是又同意之由尤是非とあハ若州にいたし可申と存候由是以京師へ參申上候根據不立候故就中其儀昨日も致論判今日も亦可申談由御坐候何分今日迄決着ハ不致趣ニ御坐候

○昨夕は右之通ニ御坐候此末除姦之儀作カ所存土兄にて六ヶ敷依而賢兄ハ御教示有御坐度奉存候將明夕參上之儀奉貴約候處少々差支出來候故御斷申上度候明朝桐へハ伺御機嫌參候處何事も不申心得ニ御座候只今來客中取込亂略草々頓首

六月十七日

平岡圓四郎
水府内情ヲ
告ケ

一、此日平岡圓四郎來て安島彌次郎ハ寛優の生質にて是迄も機に後るハの失ありしに近來の時勢天下國家共に支ふへからさるに及ひたりとて水藩

墨英諸船渡
來ノ觸達

の有志大ニ憤發して老公へも言上して姦を鋤くの策を建んとて同志の密議専らなる由を告たり其實ハ圓四郎カ獎勵の然かしむるなるへし
一、六月十八日堀田備中守殿ハ御渡し御書付寫一通大目付池田播磨守殿ハ廻達來ル

袖うら

大目付ハ

去ル十三日下田湊ハ亞墨利加國之蒸氣船二艘入津致し同所滞留之官吏乗組右船一艘昨十七日小柴沖ハ入津致し候魯西亞船も一艘一昨十六日下田へ渡來引續入津可致趣ニ相聞候且又英吉利佛蘭西船も近々江戸近海ハ渡來可致哉之由申立候間爲心得相達候右之趣向ハへ早々可被達候
六月十八日

右一件ニ付左之通り爲應接出張被命候由

昨夢紀事十三 (安政五年六月)

右今日早速乗船ニ而出立

アメリカノ方
 岩瀬肥後守
 井上信濃守

イギリスノ方
 永井玄蕃頭
 堀 織部正
 津田半三郎

右出立未相分

水老公ヨリ
來書

一、同日水老龍公ハ被進候御密書如左

亞米利加國蒸氣軍艦 三百五十餘人人脱カ

船名 ホーハタン コモドール官の名 船將ヘルソン

同 大筒右同斷

同 ミスシスビー コモドール官 右同斷 船將ネヘクソン

右ホーハタン船ハ去十五日ミスシスビー船ハ同十三日下田へ入津 同

所滞在之使節并通弁官乗組昨六六十七日朝五時同所出帆同日晝八時神奈川宿前字十二天へ下碇候

○魯西亞蒸氣軍艦 四百人乗 大筒四十挺程

船名未承 布恬廷 船將未分

右魯西亞船去ル十六日下田へ入港亞船同様神奈川邊迄乗込候旨遮而申張候處中村出羽守ハ下田港へ引留居候様說得中ニ御坐候得共其内近海へ乗込來候哉も難計且ハ英吉利船も近々渡來いたし候旨申居候よしニ御座候

案ニ皆條約催促あらん遅々せハ發砲して威すへし威されて爲濟候様相成ハ此後共難題の時ハ威して爲濟候様可相成際限なき事か直ニ御火中

同日岩瀬肥州ハ左内ハ之密書如左

亞蒸氣船小柴沖へ來ル下田奉行支配 右ハ火急ニ官吏ハ忠告の事ありて飛

岩瀬肥州ハ
左内ハ之密書